

第4次瑞浪市障害者計画

平成30(2018)年度～平成35(2023)年度

第5期瑞浪市障害福祉計画

第1期瑞浪市障害児福祉計画

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度

平成30年3月

瑞 浪 市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象者.....	3
5 計画策定の方法.....	4
第2章 障がい者数の現状と制度の動向	6
1 瑞浪市の人口の推移.....	6
2 瑞浪市の障がい者数.....	7
3 近年の障がい者制度の動向.....	12
第3章 計画の基本的な考え方	14
1 基本理念.....	14
2 基本的視点.....	14
3 施策の体系.....	16
第4章 分野ごとの基本計画	18
1 支え合う市民意識の醸成【共生意識】.....	18
2 療育・保育・教育の充実【療育支援】.....	22
3 自立と社会参加の促進【就労支援・余暇活動】.....	26
4 地域生活支援体制の充実【生活支援】.....	31
5 安全・安心のまちづくり【環境整備】.....	39
第5章 第5期障害福祉計画	43
1 指定障害福祉サービス一覧.....	43
2 成果目標値の設定.....	44
3 指定障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策.....	46
4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策.....	49

第6章 第1期障害児福祉計画..... 53

- 1 指定障害福祉サービス一覧..... 53
- 2 成果目標値の設定..... 53
- 3 指定障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策..... 54

第7章 計画の推進..... 55

- 1 庁内関連部局の連携..... 55
- 2 関係機関との連携..... 55
- 3 計画の進行管理..... 55

資料編..... 56

- 1 計画策定の経緯..... 56
- 2 瑞浪市障害者計画等推進委員会規則..... 57
- 3 瑞浪市障害者計画等推進委員会委員名簿..... 58
- 4 計画策定におけるアンケート調査結果..... 59
- 5 用語解説..... 124
(裏表紙) 障がい者マーク

本計画における表記について

◎ 「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字に対する否定的な意見をふまえ、本計画では、法令等に基づく用語や固有名詞を除き、「害」の字をひらがなで表記しているため、「障がい」と「障害」の字が混在しています。

◎ 用語解説について

「※」が付いている用語については、資料編の「用語解説」に解説を掲載しています。なお、複数出てくる場合には、最初に出てくる箇所に「※」を付けています。

◎ 法令名称について

以下の法令については、略称で表記しています。

法令名	略称
障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）	障害者権利条約
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	障害者総合支援法
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）	障害者虐待防止法
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）	障害者優先調達推進法
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）	障害者差別解消法
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）	障害者雇用促進法
成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）	成年後見制度利用促進法

1 計画策定の趣旨

瑞浪市では、「瑞浪市障害者計画」「瑞浪市障害福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の推進に取り組んでいます。

近年、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、障がい者や家族等の高齢化、障がいの重度化・重複化により障がい福祉のニーズは複雑多様化しています。また、「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが求められています。

今回、瑞浪市では、「第4次瑞浪市障害者計画」「第5期瑞浪市障害福祉計画」を策定しました。この計画は、近年の社会情勢の変化や障がい者制度の動向、市民のニーズ等を踏まえ、これまでの取り組みを点検し、第3次瑞浪市障害者計画、第4期瑞浪市障害福祉計画について必要な見直しを行ったものです。児童福祉法の改正により新たに策定することとなった「障害児福祉計画」については、第5期瑞浪市障害福祉計画と一体的に策定しました。

この計画により、瑞浪市の障がい者福祉の向上を図り、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる共生社会」の実現を目指します。

2 計画の性格

① 障害者計画

障害者基本法に基づき、瑞浪市における障がい福祉施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。国・県の障害者計画を基本とし、さらに瑞浪市における障がい者の現況をふまえ、保健・医療・教育・社会参加・防災等の各分野からの視点により、瑞浪市の障がい福祉施策の総合的な展開・推進を図るために策定します。

② 障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込み等を定めた計画です。「瑞浪市障害者計画」で定める施策方針のうち、特に障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備にかかる具体的な方策や目標値を定めます。

③ 障害児福祉計画

平成28年6月の児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられた計画です。瑞浪市障害福祉計画と同様、国の定める基本指針に即して定めるものとされており、障がい児支援の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとに必要量の見込み等を定めます。

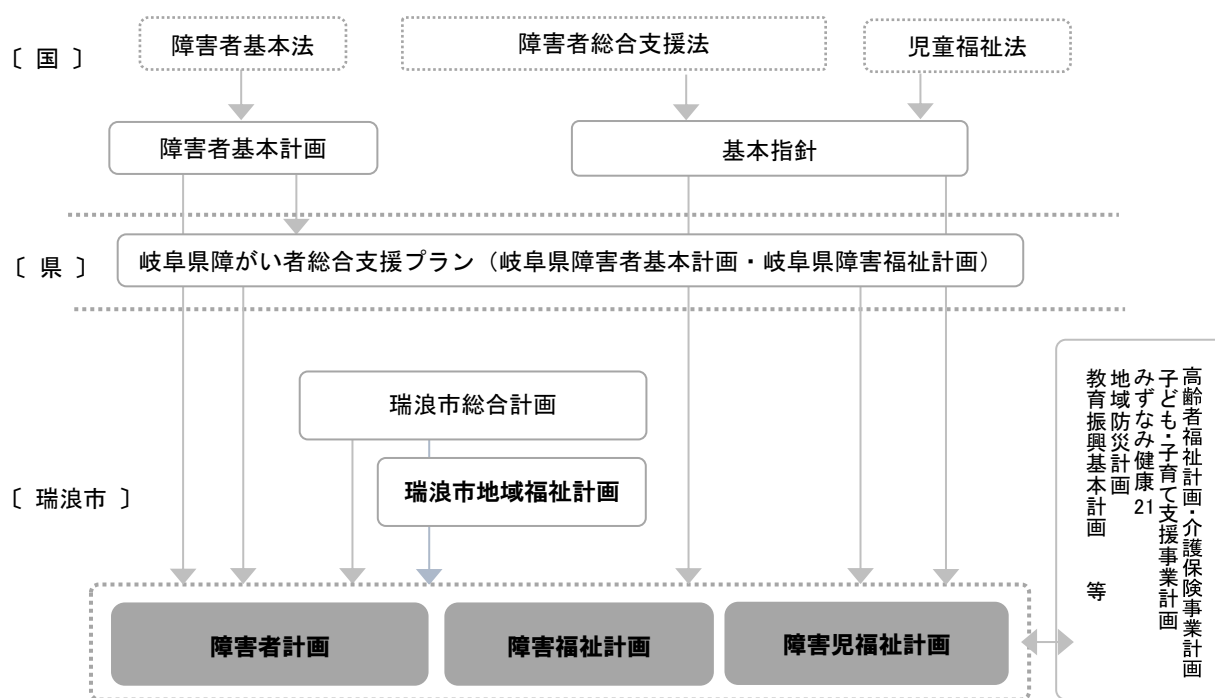
④ 計画の一体性

瑞浪市では、「第3次瑞浪市障害者計画」の中に「第3期・第4期瑞浪市障害福祉計画」を含め、一体的に策定してきました。本計画においても、施策の理念や基本方針を定める「第4次瑞浪市障害者計画」と、サービス確保の具体的な方策等を定める「第5期瑞浪市障害福祉計画」を一体的に策定します。また、今回第1期となる「瑞浪市障害児福祉計画」についても、「第5期瑞浪市障害福祉計画」と一体的に策定します。

⑤ 関連計画との整合性

本市の上位計画である「瑞浪市総合計画」や「瑞浪市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

図表1 計画の位置づけと関連計画



3 計画の期間

① 障害者計画

「第4次瑞浪市障害者計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。

② 障害福祉計画・障害児福祉計画

「障害福祉計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされています。「第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）」は、平成30年度から平成32年度までを計画期間とします。国の障がい福祉施策の大幅な見直し等が行われた場合、計画期間中も見直しを行うこととします。

図表2 計画期間

年度	平成 24～26年度	平成 27～29年度	平成 30～32年度	平成 33～35年度
障害者 計画	第3次		第4次	
障害福祉 計画	第3期	第4期	第5期	
障害児 福祉計画			第1期	

4 計画の対象者

「障がい者」とは、障害者基本法に規定する障がい者や、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障がい者を示しています。共生社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての市民を対象とします。

なお、法律上の障がい者の定義は、以下のとおりです。

【障害者基本法における定義】

第2条において、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義しています。

【障害者総合支援法における定義】

第4条において、障がい者・障がい児を次のとおり定義しています。

- 「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」
- 「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者」
- 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」
- 「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」（満18歳に満たない者を指す）

5 計画策定の方法

（1）障がい者をめぐる現況の整理

計画の前提となる基礎数値や障がい福祉施策を推進するための地域資源等の情報を収集・整理するとともに、関連法令や制度等の動向を整理し、瑞浪市における障がい者を取り巻く現況を把握・分析しました。

- 人口・世帯の状況（人口構造、世帯動向）
- 障がい者の状況（手帳所持者、医療費助成、障害支援区分、特別支援学校在籍者等）
- 拠点施設の状況（保健・福祉・障がい者施設、公共施設）
- 人的資源の状況（NPO、ボランティア団体等） 等

（2）アンケート調査の実施

生活上の課題やサービス利用意向、障がい福祉施策に対する要望等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

① 市民アンケート

区分	一般調査	障がい者調査
調査対象	瑞浪市在住の20歳以上の方から無作為抽出(1,000人)	瑞浪市在住の障がい者手帳所持者から無作為抽出(1,000人) (身体700人、療育200人、精神100人)
実施期間	平成29年4月～5月	
実施方法	郵送配布・郵送回収	
設問数	23問	57問
有効回答数	485通(有効回答率 48.5%)	572通(有効回答率 57.2%)

② 関係団体アンケート

区分	当事者団体・ボランティア団体	サービス提供事業者
団体数	13団体	19団体
実施期間	平成29年11月～12月	
実施方法	郵送配布・郵送回収	
設問数	8問とテーマ別意見	9問とテーマ別意見
有効回答数	13通(有効回答率 100%)	19通(有効回答率 100%)

(3) 現行計画の進捗評価

① 施策・事業の実施状況の点検・評価

施策評価シートを使って現行計画に掲げる施策・事業の取組み状況を点検・評価し、次期計画における施策の方向性を検討する際の基礎資料としました。

② 障害福祉サービスの給付実績等の分析

現行計画に掲げる目標値の達成度を確認するとともに、障害福祉サービス給付実績の分析と地域生活支援事業の実施状況の確認を行い、次期計画に向けたサービス見込み量の設定とサービス提供の確保の方策を検討するための基礎資料としました。

(4) パブリックコメントの実施

瑞浪市障害者計画等推進委員会において計画素案を審議しました。また、広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメント※を実施しました。

1 瑞浪市の人口の推移

本市の人口は減少傾向にあり、平成28年で38,812人となっています。また、1世帯あたりの人数も減少しており、単身世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがえます。また、高齢化率は年々上昇し、平成28年で29.22%となっています。

表1 人口の状況

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
世帯数（世帯）	14,869	14,866	14,923	15,036	15,124	15,287
人口（人）	40,531	40,090	39,802	39,408	39,018	38,812
0～17歳	6,731	6,606	6,436	6,290	6,189	6,099
18～64歳	23,585	23,078	22,639	22,109	21,587	21,371
65歳以上	10,215	10,406	10,727	11,009	11,242	11,342
1世帯あたりの人数（人）	2.73	2.70	2.67	2.62	2.58	2.54
高齢化率（%）	25.20	25.96	26.95	27.94	28.81	29.22

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 瑞浪市の障がい者数

(1) 障害者手帳所持者数からみた動向

① 障害者手帳所持者

療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。また、総人口に占める障がい者の割合が増加傾向にあります。

表2 年齢区分別・障害者手帳所持者数の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
身体障害者手帳所持者数 (A)	1,520	1,497	1,484	1,493	1,450	1,418
0～17歳	-	-	-	-	-	1,080
18～64歳	-	-	-	-	-	326
65歳以上	-	-	-	-	-	12
療育手帳所持者数 (B)	317	328	335	336	340	348
0～17歳	74	81	78	70	73	75
18～64歳	218	220	224	229	220	224
65歳以上	25	27	33	37	47	49
精神障害者保健福祉手帳所持者数 (C)	160	169	185	202	216	223
0～17歳	-	-	-	2	2	2
18～64歳	-	-	-	146	153	158
65歳以上	-	-	-	54	61	63
障がい者数 (D) = A + B + C	1,997	1,994	2,004	2,031	2,006	1,989
人口 (E)	40,171	39,741	39,414	39,022	38,785	38,231
D/E × 100 (%)	4.97	5.02	5.08	5.20	5.17	5.20

資料：庁内資料（各年度末現在）

※ (A) の平成23～27年度、(C) の平成23～25年度については年齢別集計をしていない。

※ 複数の障害者手帳を所持している人がいるため、(D) は実人数ではなく延べ人数である。

② 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあります。障がい別にみると、肢体不自由と内部障がいの占める割合が高くなっています。

表3 等級別・身体障害者手帳所持者の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1級（最重度）	436人	439人	427人	428人	424人	425人
2級	245人	235人	227人	226人	212人	205人
3級	394人	373人	370人	371人	347人	339人
4級	305人	311人	317人	326人	326人	311人
5級	81人	75人	76人	71人	69人	71人
6級	59人	64人	67人	71人	72人	67人
合計	1,520人	1,497人	1,484人	1,493人	1,450人	1,418人

資料：庁内資料（各年度末現在）

表4 障がい別・身体障害者手帳所持者の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
視覚障がい	85人	79人	80人	88人	83人	83人
聴覚・平衡機能障がい	110人	113人	114人	115人	116人	109人
音声・言語・そしゃく機能障がい	15人	16人	16人	17人	14人	14人
肢体不自由	830人	828人	824人	805人	773人	754人
内部障がい	480人	461人	450人	468人	464人	458人
合計	1,520人	1,497人	1,484人	1,493人	1,450人	1,418人

資料：庁内資料（各年度末現在）

③ 療育手帳

療育手帳所持者数は増加傾向にあります。障がい程度では、B1・B2の中軽度の判定の割合が高くなっています。

表5 判定別・療育手帳所持者の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
A(※)	62人	61人	60人	55人	54人	53人
A1(最重度)	42人	41人	41人	44人	45人	43人
A2(重度)	46人	49人	50人	49人	51人	53人
B1(中度)	95人	101人	107人	109人	110人	112人
B2(軽度)	72人	76人	77人	79人	80人	87人
合計	317人	328人	335人	336人	340人	348人

※A判定は、現在の判定では使用していない。

資料：庁内資料（各年度末現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。平成23年度と平成28年度を比較すると、約1.4倍の増となっています。

表6 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1級(最重度)	39人	44人	47人	50人	53人	53人
2級	105人	107人	112人	128人	137人	142人
3級	16人	18人	26人	24人	26人	28人
合計	160人	169人	185人	202人	216人	223人

資料：岐阜県東濃保健所（各年度末現在）

(2) 医療費助成制度の対象者数からみた動向

① 自立支援医療（精神通院）

精神疾患で通院する人に対し、自立支援医療※（精神通院）受給者証を交付しています。交付者数は、増加傾向にあります。

表7 自立支援医療（精神通院）受給者証交付者数の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
瑞浪市	—	—	—	254人	267人	279人
東濃保健所管内	1,550人	1,638人	1,730人	1,811人	1,864人	2,006人

※平成23～25年度は市別の集計をしていない。

資料：岐阜県東濃保健所（各年度末現在）

表8 自立支援医療（精神通院）受給者証交付者の病名別精神患者把握数（平成28年度）

		瑞浪市	東濃保健所管内
推計患者数	推計数	1,190人	6,375人
入院・通院別精神患者届出数			
症状性を含む器質性精神障がい	アルツハイマー型の認知症	4人	41人
	血管性認知症	—人	17人
	その他	2人	31人
精神作用物質による精神・行動障がい	アルコール使用による精神及び行動の障がい	5人	14人
	覚醒剤中毒	—人	—人
	その他	1人	2人
統合失調症・分裂型障がい及び妄想性障がい		55人	493人
気分（感情）障がい		136人	900人
神経症性障がい・ストレス関連障がい及び身体表現性障がい		25人	168人
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群		1人	8人
成人の人格及び行動障がい		—人	8人
精神遅滞		3人	19人
心理的発達障がい		11人	83人
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい及び特定不能の精神障がい		5人	34人
てんかん		31人	188人
その他		—人	—人
合計		279人	2,006人

資料：岐阜県東濃保健所（平成29年3月31日現在）

② 自立支援医療（更生医療・育成医療）

更生医療※受給者は、この4～5年では大きな変動はありません。育成医療※受給者は年によって大きく異なる傾向があります。

表9 自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証交付者数の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
更生医療	29人	40人	41人	44人	44人	42人
育成医療	—人	—人	10人	14人	9人	5人

資料：庁内資料（更生医療：各年度末現在 育成医療：各年度実績）

※育成医療は平成25年度に県から市へ権限移譲されたもので、平成23・24年度は市で把握していない。

③ 福祉医療費助成対象者

福祉医療[※]費助成制度のうち、障がい者にかかるものとして重度心身障害者医療と精神障害者医療があります。

○重度心身障害者医療の対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

○精神障害者医療[※]の対象者

自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている方のうち精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方

表 10 助成対象数の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
重度心身障害者医療	1,303人	1,619人	1,628人	1,649人	1,612人	1,607人
精神障害者医療	153人	138人	151人	157人	153人	182人

資料：庁内資料（各年度末現在）

※重度心身障害者医療については、平成24年10月診療分から対象者の範囲が拡大された。

④ 指定難病・特定疾患

医療費助成の対象となる指定難病[※]・特定疾患[※]認定者数の推移です。障害者総合支援法で対象とする疾病は、指定難病よりも範囲が広がっています。

表 11 指定難病・特定疾患認定者数の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
指定難病・特定疾患認定者	238人	240人	246人	262人	262人	未公表

資料：岐阜県東濃保健所（各年度末現在）

※平成28年度については、本計画策定時点では公表されていない。

（3）障害福祉サービス利用決定状況からみた動向

① 障害福祉サービス利用決定者数

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービスの利用申請を受け、市は、心身の状態や日常生活に関する調査を行います。

表 12 障害福祉サービス利用決定者数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障がい者（18歳以上）	211人	216人	228人
障がい児（18歳未満）	91人	108人	110人

資料：庁内資料（各年度末現在）

② 障がい者における障害支援区分別の障害福祉サービス利用決定者数

障害支援区分は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するにあたり、支援の必要度に応じた公平かつ適切なサービス利用を実現するために決定する区分です。6段階の区分があり、区分6が必要度が最も高いことを示します。居宅介護（ホームヘルプ）や生活介護等の「介護給付」を利用する場合は、この区分に応じて内容や支給量を決定します。なお、区分にかかわらず利用できるサービスもあり、就労移行支援や就労継続支援等の「訓練等給付」のみを利用している場合は、「区分なし」としていただきます。

なお、児童福祉法に基づく障害福祉サービス（障害児通所給付）の利用については、障害支援区分を設けていません。心身の状況等について調査を行った後、利用決定を行います。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（自立支援給付）を利用することもできます。

表 13 障害支援区分別の障害福祉サービス利用決定者数の推移

平成 26 年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	計
障害支援区分	区分 1	3 人	3 人	5 人	0 人	11 人
	区分 2	5 人	9 人	4 人	0 人	18 人
	区分 3	5 人	21 人	2 人	0 人	28 人
	区分 4	4 人	15 人	0 人	0 人	19 人
	区分 5	7 人	19 人	0 人	0 人	26 人
	区分 6	16 人	34 人	0 人	0 人	50 人
	区分なし	16 人	19 人	24 人	0 人	59 人
総 数		56 人	120 人	35 人	0 人	211 人

平成 27 年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	計
障害支援区分	区分 1	2 人	3 人	3 人	0 人	8 人
	区分 2	5 人	9 人	5 人	0 人	19 人
	区分 3	7 人	19 人	2 人	0 人	28 人
	区分 4	2 人	20 人	2 人	0 人	24 人
	区分 5	8 人	19 人	0 人	0 人	27 人
	区分 6	16 人	31 人	0 人	0 人	47 人
	区分なし	16 人	17 人	30 人	1 人	63 人
総 数		56 人	118 人	42 人	1 人	217 人

平成 28 年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	計
障害支援区分	区分 1	2 人	1 人	1 人	0 人	4 人
	区分 2	4 人	9 人	6 人	0 人	19 人
	区分 3	7 人	19 人	2 人	0 人	28 人
	区分 4	3 人	20 人	2 人	0 人	25 人
	区分 5	7 人	20 人	0 人	0 人	27 人
	区分 6	16 人	32 人	0 人	0 人	48 人
	区分なし	16 人	23 人	38 人	1 人	77 人
総 数		55 人	124 人	49 人	1 人	229 人

資料：庁内資料（各年度末現在）

(4) 特別支援学級・特別支援学校の在籍者数

市内の公立学校数は、小学校7校、中学校5校で、特別支援学級[※]は、小学校に13学級、中学校に7学級設置されています（平成29年度現在）。市内には特別支援学校[※]はなく、市外にある東濃特別支援学校や恵那特別支援学校などに通っています。

表 14 瑞浪市立小中学校特別支援学級の在籍者数の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	33 人	42 人	44 人	39 人	41 人
中学校	23 人	24 人	31 人	26 人	28 人
合 計	56 人	66 人	75 人	65 人	69 人

資料：庁内資料（各年度 5 月 1 日現在）

表 15 東濃特別支援学校の在籍者数の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学部	13 人	12 人	11 人	12 人	11 人
中学部	7 人	8 人	11 人	9 人	10 人
高等部	19 人	15 人	14 人	18 人	20 人
合 計	39 人	35 人	36 人	39 人	41 人

資料：東濃特別支援学校（各年度 5 月 1 日現在）

3 近年の障がい者制度の動向

① 障害者権利条約の批准

平成19年9月に日本は障害者権利条約に署名し、それ以降、様々な国内法令の整備を経て、平成26年1月に批准、同年2月に効力を発生しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がい者の権利を実現するための措置等について定めたものです。

② 障害者基本法の改正

平成23年8月に障害者基本法が改正され、共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的として規定されました。また、障がい者の定義に「発達障害」が明記されるとともに、障がい者に対する差別の禁止等が規定されました。

③ 児童福祉法等の改正

平成24年4月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障がい児支援の強化が図られました。障害種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援とに体系が再編されるとともに、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。また、平成28年6月の児童福祉法等の改正において、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定されました。

④ 障害者虐待防止法の施行

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されました。障がい者の権利利益の擁護を目的とし、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援等が規定されています。また、市町村の役割と責務として、関係機関との連携協力体制の整備、虐待防止センターとしての機能、養護者による虐待が障がい者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合の立入調査について規定されています。

⑤ 障害者総合支援法の施行と改正

従来障害者自立支援法が、平成25年4月に障害者総合支援法に改正され、自立支援法にはなかった新たな基本理念が掲げられました。基本理念は、障害者基本法の目的規定を踏襲しており、共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることをうたっています。また、制度の谷間にあった難病患者が障がい者の範囲に加えられたほか、重度訪問介護の対象の拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化等が定められました。また、平成28年6月改正では、平成30年4月から地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

⑥ 障害者優先調達推進法の施行

平成25年4月に障害者優先調達推進法が施行され、障がい者の自立の促進に資するため、公的機関においては、障害者就労施設等からの物品・役務の調達推進を図るための方針を定め、優先的・積極的に調達することとされました。

⑦ 障害者差別解消法の施行

平成25年に障害者差別解消法が公布され、平成28年4月に施行されました。障がい者を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられました。

⑧ 障害者雇用促進法の改正

平成25年に障害者雇用促進法が改正され、平成28年度から雇用分野における障がい者の差別の禁止や合理的配慮*の提供義務が定められるとともに、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

⑨ 成年後見制度利用促進法の施行

平成28年4月に成年後見制度利用促進法が公布され、同年5月に施行されました。地域住民の需要に応じた成年後見制度**の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化等が規定されました。

⑩ 発達障害者支援法の改正

平成28年8月に発達障害者支援法の一部が改正されました。支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がい**の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がい者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めること等が定められました。

1 基本理念

障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、
ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現

第 6 次瑞浪市総合計画の健康福祉分野では、「みんなで支え合い健やかに暮らせるまち」を定めています。

本計画においてもこの基本方針に基づき、障がい者一人ひとりの能力、適性、発達段階と社会環境に応じた保健、福祉、医療、教育、就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進することによって、障がい者の自立と障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

本計画が目指す基本理念は、第 3 次瑞浪市障害者計画の考え方を引き継ぎつつ、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」として定めます。

2 基本的視点

本計画の基本理念の実現に向けて、次の視点を基本に計画を推進します。

① 地域での共生

共生社会では、地域のだれもが必要に応じて支援の受け手になると同時に、それぞれの特長を活かして担い手にもなります。障がい者自身も、ともに社会を変えていく主体としての役割をいっそう期待されています。障害者権利条約の理念を尊重し、障がい者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえるとともに、意思決定・意思表明のために必要な意思疎通手段や情報取得手段について、その選択の機会が確保されるよう取り組んでいきます。

Ⅱ ② 差別の禁止

障害者権利条約第5条において、障がいに基づくあらゆる差別を禁止するとともに、障がい者が日常生活を送る上で妨げとなる様々な障壁を取り除く「合理的配慮」の提供が確保されるための適当な措置をとることが求められています。また、障害者基本法第4条及び障害者差別解消法においてその趣旨が具体化されていることに鑑み、障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供を推進していきます。

Ⅱ ③ 当事者本位の総合的かつ分野的な支援

障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行うことが求められています。支援にあたっては、障がい者が日常生活または社会生活で直面する困難に着目して実施されるとともに、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることから、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的な視点をもって支援をしていきます。

Ⅱ ④ 障がいの特性に配慮したきめ細かい支援

障がい者一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障がい福祉施策は、障がいの特性に応じた個別的な支援の必要性に配慮して策定することが求められています。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは程度がわかりにくく多様化しがちである点に留意する必要があります。また、発達障がい*、難病、高次脳機能障がい*、盲ろう・重症心身障がい*その他の重複障がい等について、社会全体のさらなる理解を促進していく必要があります。

女性や子どもにおいては、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合や、年齢に応じた対応が求められること等から当事者のおかれた個々の状況に応じた支援に取り組んでいきます。

3 施策の体系

〔基本理念〕

障がいのある人をはじめ誰もが地域とともに生き、
ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現

〔基本目標〕

- 1 支え合う市民意識の醸成
【共生意識】
- 2 療育・保育・教育の充実
【療育支援】
- 3 自立と社会参加の促進
【就労支援・余暇活動】
- 4 生活支援体制の充実
【生活支援】
- 5 安全・安心のまちづくり
【環境整備】

〔基本施策〕

- (1) 広報・啓発の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 地域福祉活動、ボランティア活動の推進
- (1) 早期療育と療育支援体制の充実
- (2) インクルーシブ教育*の推進
- (3) 障がい児サービスの充実
- (1) 一般就労*、経済的自立の支援・促進
- (2) 福祉的就労*の確保
- (3) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (1) 相談支援体制の充実と人材育成
- (2) 障害福祉サービスの充実
- (3) 保健・医療サービスの充実
- (4) 権利擁護体制の充実
- (1) 生活環境の整備
- (2) 情報取得や意思疎通の支援
- (3) 外出時の移動支援
- (4) 防犯・防災体制の整備

【事業】

広報紙等を活用した啓発、障害者週間等における啓発、地域福祉行事を通じての啓発、障がい者マークの普及促進、障害者差別解消法の周知促進、障害者差別解消法に基づく市の責務の遂行、障害者虐待防止法の周知促進、人権施策推進指針に基づく取り組みの推進 (P18)

小中学校における福祉教育の促進、小中学校における交流・共同学習の推進、地域における交流活動の推進 (P20)

住民主体による地域活動の支援、ボランティアセンター機能の充実、ボランティア活動への参加啓発、ボランティアの育成 (P21)

保健・保育・教育・福祉の連携強化、相談窓口体制の充実による早期発見・早期療育の実現 (P22)

加配保育士等の適正な配置と拡充、特別支援コーディネーター機能の充実、保育士・幼稚園教諭・教職員の資質向上、特別支援教育推進協議会による学校間連携の推進、適正な就学指導の実施、保育・教育における合理的配慮の提供 (P23)

事業所等との連携と適正なサービス提供、放課後等支援の充実、特別支援学校との連携による社会生活への移行支援、重症心身障がい児向けサービスの拡充、重症心身障がい児等への支援についての協議、居宅訪問型児童発達支援の実施の検討 (P25)

障がい者雇用の啓発、障がい者の就労の場の確保、障がい者の就労定着支援、市職員にかかる法定雇用率の遵守と計画的採用の実施 (P26)

障がいの特性に応じた就労支援、優先調達推進法に基づく市の積極的な調達、就労施設製品の販路拡大、新分野との連携支援 (P28)

生涯学習講座の充実、総合文化センター行事におけるバリアフリー対応の促進、市民図書館の点字・映像資料の充実、博物館等におけるバリアフリー対応の促進、スポーツ・レクリエーションの充実、障がい者団体主催イベントの支援、観光パンフレットへのバリアフリー情報掲載 (P30)

市における相談支援体制の充実、基幹相談支援センターの設置、制度等に関する積極的な情報提供、総合支援協議会の充実、地域生活支援拠点の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の協議、専門的人材の育成・確保 (P31)

特定相談支援事業による計画相談の実施、居宅サービスの確保、日中活動の場の確保、居住の場の確保に対する支援、コミュニケーション支援の充実、レスパイトケアの充実、医療型短期入所の確保、自立生活援助の実施の取り組み、介護保険の共生型サービスとの連携、第三者評価事業の実施促進 (P34)

安全な妊娠出産に対する教育・保健指導、専門的医療機関情報の把握と提供、福祉医療費助成の実施、自立支援医療の周知と利用促進、機能訓練事業の周知と利用促進、精神疾患への理解促進と健康相談の実施、難病患者への支援とその周知 (P36)

成年後見制度の利用促進、日常生活自立支援事業の利用促進、権利擁護相談の実施、障がい者虐待対策の推進 (P37)

ユニバーサルデザインによる公共施設整備、公共施設のバリアフリー情報の提供、安全な道路整備の実施、住宅のバリアフリー化促進 (P39)

見やすい広報紙と「声の広報」の利用促進、音声読み上げ等に対応したホームページの充実、公文書における障がいの特性に応じた情報提供体制の拡充、申請手続き時の意思疎通支援、手話奉仕員の養成 (P40)

移動にかかる割引制度の周知、移動にかかる助成制度の周知とニーズ検証、移動手段の確保にかかる検討 (P41)

地域の見守り活動の強化、消費生活相談・法律相談の実施、避難行動要支援者名簿の登録推進と活用、防災訓練の充実、福祉避難所の確保、災害時支援体制の強化 (P42)

基本目標 1 支え合う市民意識の醸成【共生意識】

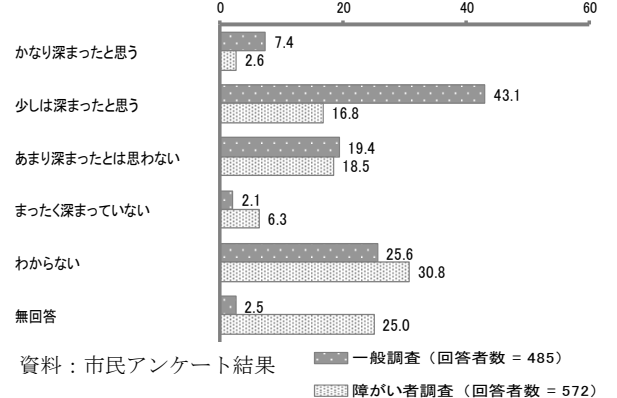
●基本施策（1）広報・啓発の推進

現状と課題

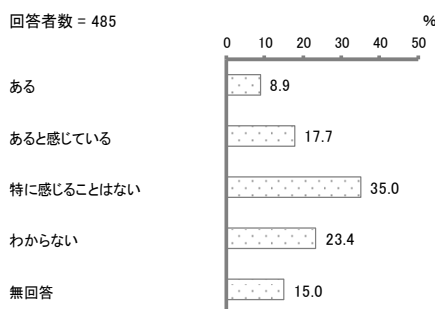
障がいの症状や程度は人によって異なります。生まれた時から障がいがある人もいれば、病気や事故、加齢により発生する障がいもあります。車椅子利用の障がい者や白杖を持った視覚障がい者のように外見からわかる障がいもあれば、聴覚障がいや内部障がい、精神障がい等のように外見だけではわからない障がいも多くあります。共生社会の実現のためには、周囲の人々が障がい者に対する正しい理解を深めることが必要です。

市民アンケートをみると、一般調査では多くの人が障がい者への理解が深まってきたと感じている一方、障がい者調査では理解不足と感じる人の方がやや多い結果となり、障がいのある人とない人とで感じ方に差があることがわかります。また、日常生活において、人の視線に差別や偏見を感じる障がい者が多いこともうかがえます。

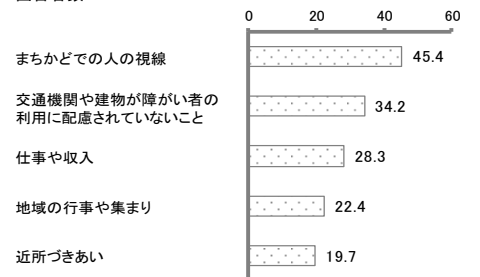
障がい者への理解の深まりについて



差別や偏見があると感じるか



どのような機会に差別や偏見を感じるか (上位5項目)



一般調査では「身近に障がい者がいないため、接し方や協力の仕方がわからない」という意見が多く寄せられました。障がいの有無にかかわらず、日常生活で不便なこと、困っていることは人によって様々です。困っている人がいたらまずは「お手伝いすることはありますか」と声をかけてみる、支援を求められたときにはできる範囲で対応する、そんな人が周りにたくさんいることが共生社会を実現する上で大切なこと

です。障がいの有無にとらわれることなく地域でともに暮らしていくことが日常となるよう、人々の心の中にある障壁を取り除く「心のバリアフリー※」を推進するとともに、障がい者への理解を深めるために、障がいの特性や障がい者の生活について知る機会を多く持つことが求められています。

具体的取り組み

- ・市や社会福祉協議会の広報紙・ホームページや行事を活用し、障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発を行います。
- ・必要な支援等を視覚的に表す「障がい者マーク」について、正しい認識が広まるよう普及促進に努めます。
- ・障がい者に対する差別や偏見の解消、虐待防止に向け、関連法の周知に努めます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	広報紙・ホームページを活用した啓発	広報みずなみ、社協だより、ホームページに障がいに関する啓発記事を掲載し、障がいに関する理解が広く浸透するよう努めます。	拡充	社会福祉課 企画政策課 社会福祉協議会
2	障害者週間等における啓発	障害者週間（毎年12月）等にあわせ、障がいや障がい者に対する理解を深めるための行事や啓発活動を行います。	新規	社会福祉課
3	地域福祉行事を通じての啓発	福祉まつり、福祉映画会・講演会、福祉講座等の行事を開催し、地域住民の福祉に対する関心を高めます。	継続	社会福祉協議会
4	障がい者マークの普及促進	ヘルプマークや耳マーク等の「障がい者マーク」について県や関係団体と連携し、正しい認識が広まるよう普及促進に努めます。	拡充	社会福祉課
5	障害者差別解消法の周知促進	地域社会の多くの場面において環境整備や合理的配慮の提供が行われるよう、市民や事業者に対する周知を行います。	継続	社会福祉課
6	障害者差別解消法に基づく市の責務の遂行	市職員対応マニュアルの周知や研修の実施により職員の資質向上を図るとともに、市が行う事業や会議等において、障がいの特性に応じた合理的配慮の提供を行います。また、職場環境を見直し、必要な環境の整備に努めます。	拡充	社会福祉課
7	障害者虐待防止法の周知促進	積極的な啓発活動を行い、障がい者に対する虐待防止と権利擁護に努めます。	継続	社会福祉課
8	人権施策推進指針に基づく取り組みの推進	人権施策推進指針に基づき、障がいの有無にかかわらず誰もがお互いを尊重し合える社会を目指した啓発活動を推進します。	継続	生活安全課



広報みずなみ（平成29年12月1日号）
「見えない障がい」特集記事



障害者差別解消法にかかる職員研修会（平成29年12月）

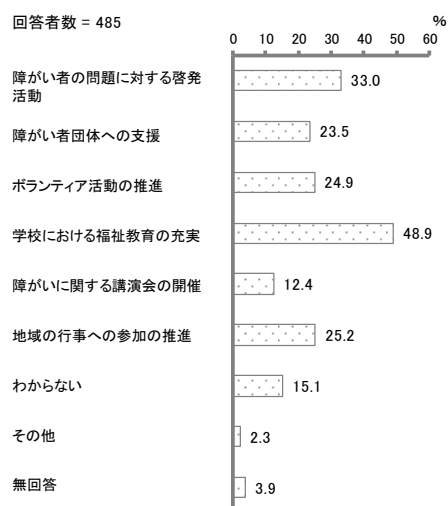
●基本施策（2）福祉教育の推進

現状と課題

市民アンケート（一般調査）では、約5割の人が障がい者への理解を深めるためには「学校教育における福祉教育の充実が必要」と回答しています。自由意見では「冊子の配布だけでなく障がい者の生の声を聴く時間を設けてほしい」「子どもの頃から障がい者と実際に触れ合う機会を重ねることで理解が深まり垣根が低くなる」「大人が手本となり障がい者への偏見をなくすことが大切」という声が寄せられています。

関係団体や障がい児の親からも、「交流できる場が少ない」という意見がありますが、同時に、「障がいの特性を理解してもらうのが難しい」「知らない人ばかりで参加をためらう。交流の場への橋渡しの存在が必要」といった声もあり、理解と交流について様々な思いを抱えていることがうかがえます。

障がい者への理解を深めるために必要だと思うもの



資料：市民アンケート結果（一般調査）

具体的取り組み

- ・将来の共生社会を担う子どもたちが、障がいの存在を正しく認識し、障がい者への理解を育むことができるよう、園や学校における福祉学習や交流活動の充実を図ります。
- ・地域において、障がいのある人とない人が同じ時間を共有し、交流する機会を増やします。

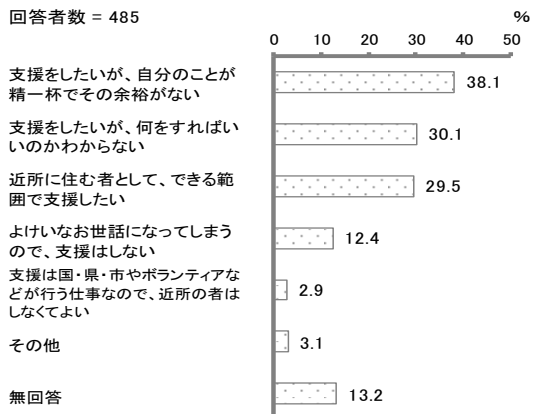
No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	小中学校における福祉教育の促進	小中学校において福祉学習、障がい疑似体験、聴覚障がい者自身による手話講座等を実施する等により、障がいに対する気づきの機会を増やし、理解につなげます。	拡充	学校教育課 社会福祉協議会
2	小中学校における交流・共同学習の推進	小中学校と特別支援学校との居住地校交流、校内での通常学級と特別支援学級との交流により、相互理解の促進を図ります。	継続	学校教育課
3	地域における交流活動の推進	障がい者が地域住民・高齢者・子どもと交流する場の確保に努めるとともに、参加しやすい環境づくりを進めます。	新規	社会福祉課

●基本施策（3）地域福祉活動、ボランティア活動の推進

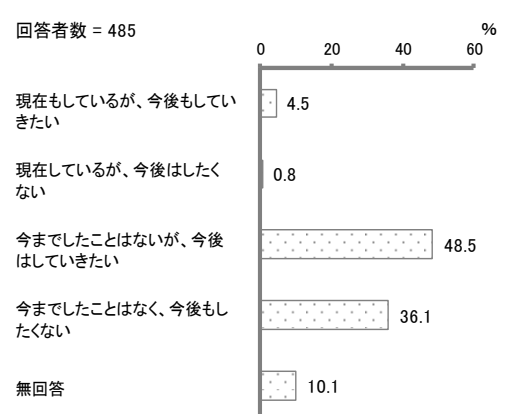
現状と課題

市民アンケート（一般調査）において、「近所に住む障がい者や家族に対して何らかの支援をしたい」と思っている人は約6割にのぼります。また、約5割の人がボランティア活動への参加意向を示しています。障がい者が日常生活においてどんなことに困っているのか、どんな支援を必要としているのかを具体的に知り、支援を求めると支援をしたい人とのマッチングを図るとともに、多くの人々が地域福祉活動・ボランティア活動への一歩を踏み出せるよう、参加のきっかけとなる効果的な周知啓発が必要です。

近所に住む障がい者や家族に対する支援について 障がいのある方へのボランティア活動について



資料：市民アンケート結果（一般調査）



資料：市民アンケート結果（一般調査）

具体的取り組み

- ・地域福祉活動を行う関係者と連携しながら、身近な地域において障がい者等を見守り支え合う体制づくりを推進します。
- ・地域の課題や個々のニーズに対応したボランティア活動を推進するとともに、ボランティア活動への興味関心が行動につながるよう効果的な啓発に努めます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	住民主体による地域活動の支援	身体・知的障害者相談員、民生委員・児童委員、福祉委員、自治会、まちづくり推進組織、ボランティア団体等の活動を支援し、地域での見守りと支え合いの体制づくりを推進します。	継続	社会福祉課 市民協働課 社会福祉協議会
2	ボランティアセンター機能の充実	地域の課題や個々のニーズの把握に努め、支援を必要とする人とボランティア活動をしたい人とのマッチングを図ります。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
3	ボランティア活動への参加啓発	効果的な啓発を行い、ボランティア活動への市民の関心を高め、参加促進を図ります。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
4	ボランティアの育成	ボランティア養成講座を開催し、ボランティアを担う人材の養成、確保に取り組みます。	継続	社会福祉協議会

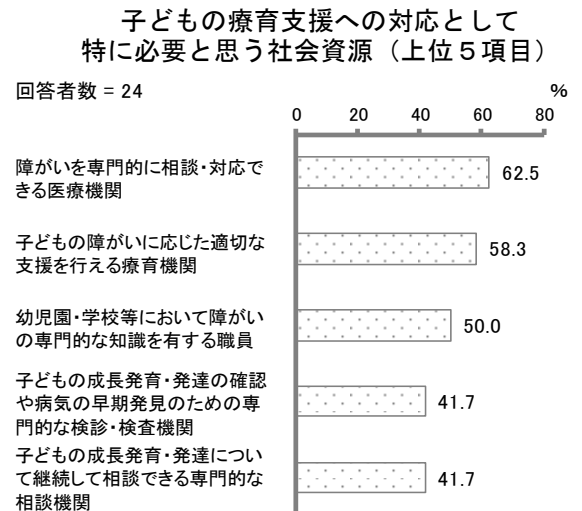
基本目標 2 療育・保育・教育の充実【療育支援】

●基本施策（1）早期療育と療育支援体制の充実

現状と課題

障がいや発達に課題のある子どもに対しては、早期から適切な支援を行い、その後も子どものライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を行うことが重要です。

市民アンケート（障がい者調査）では、子どもの療育※支援として「障がいを専門的に相談・対応できる医療機関」と「障がいに応じた適切な支援を行える療育機関」を求める回答がそれぞれ約6割となっており、高い専門性と障がいの特性に応じた支援が求められていることがうかがえます。関係団体アンケート（当事者団体）では、「今は学校という相談の場があるが卒業後が不安」という声も寄せられています。子どもの成長段階に応じて、支援の中心となる機関が移るため、個人情報への取扱いに留意しながら関係機関との適切な引継ぎを行うことにより情報を共有し、切れ目のない効果的な療育を行う必要があります。



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

具体的取り組み

- 療育コーディネーターが核となり、関係機関との「顔の見える関係づくり」を強化し、早期療育の実現と切れ目のない一貫した支援体制を構築します。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	保健・保育・教育・福祉の連携強化	療育コーディネーターを核とした療育支援体制の強化を図り、成長過程に応じた切れ目のない一貫した支援の提供を目指します。	拡充	社会福祉課 健康づくり課 学校教育課
2	相談窓口体制の充実による早期発見・早期療育の実現	保健センター、幼稚園、学校等のどの場所で相談をしても療育コーディネーターや子ども発達支援センター等の療育専門機関につながるよう、相談窓口体制を充実し、早期発見・早期療育を図ります。	拡充	社会福祉課

●基本施策（２）インクルーシブ教育の推進

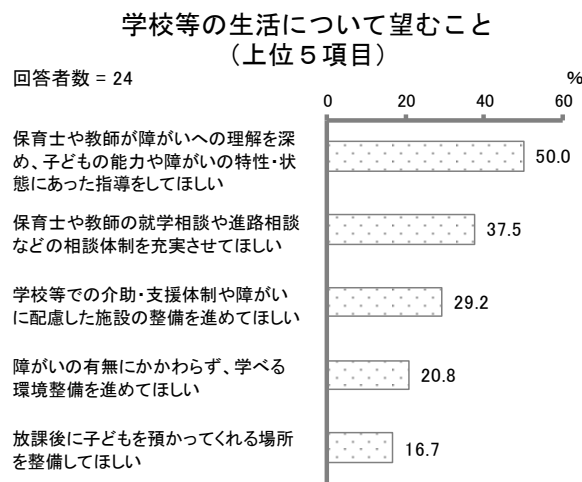
現状と課題

障害者権利条約では、障がい者が一般的な教育制度から排除されないことを求めており、障がいを理由に一般的な教育の機会を奪うことのないよう、障がいの有無にかかわらず、ともに遊び、ともに学ぶ「インクルーシブ教育※」の機会を提供できる仕組みを構築することが必要となっています。

関係団体アンケートでは、同じ空間で保育・教育を受けることの大切さや、障がいの有無にかかわらず「将来の市民」として当たり前に関し合える教育の大切さを訴える声が寄せられています。また、一般調査の自由意見においても、幼い頃からともに助け合って学ぶ中で、相手に興味を持ち、知り、感じ、理解していくことができたという体験談をはじめ、インクルーシブ教育を積極的に求める声が多数ありました。

インクルーシブ教育を実践する上では、保育士や教師の障がいに対する専門的知識や障がいの特性に応じた個別指導、合理的配慮の提供が必要です。また、障がい児への指導だけでなく、障がいのない子どもへの適切な指導も大変重要になります。

市民アンケート（障がい者調査）では、保育士や教師に対して「障がいの専門的な知識を持ち、障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいの特性・状況にあった支援・指導をしてほしい」と求める回答が約5割となっています。子どもの力を高めるため、また、将来の共生社会を担う子どもたちが障がいへの理解を深めるため、職員の資質向上と、障がいの特性に応じた支援・指導が受けられる教育環境が求められています。



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

具体的取り組み

- 障がいの有無にかかわらず、可能な限りともに教育を受けることができる仕組みの構築を進めます。
- 特別支援コーディネーターを中心に、一人ひとりの支援内容について検討し、相談体制及び関係機関との連携の一層の強化に取り組みます。
- 定期的な研修等により、保育・教育に携わる職員の資質向上を図ります。
- 保育・教育現場における合理的配慮の提供に努めます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	加配保育士・学業支援員の適正配置	発達に課題がある園児・児童・生徒へ加配保育士・学業支援員を適正に配置し、ともに遊び、学ぶ環境を整えます。	継続	社会福祉課 学校教育課
2	特別支援コーディネーター機能の充実	各園・小中学校に配置した特別支援コーディネーターを中心に、本人・保護者支援の充実、療育機関との連携による支援体制の強化を進めます。	拡充	社会福祉課 学校教育課
3	保育士・幼稚園教諭・教職員の資質向上	障がいの特性に配慮した個別支援の実現に向け、定期的な研修や事例検討会等により、職員の資質向上を図ります。	継続	社会福祉課 学校教育課
4	特別支援教育推進協議会による学校間連携の推進	小中学校の特別支援教育コーディネーターが集まり、各校の課題解決に向けた研修と市内特別支援学級の子どもたちの交流事業を実施します。	継続	学校教育課
5	適正な就学指導の実施	教育支援委員会において一人ひとりのニーズに合った最もよい教育環境を提案し、スムーズな就学、進学ができるよう支援します。	継続	学校教育課
6	保育・教育における合理的配慮の提供	本人・保護者との可能な限りの合意形成を図った上で、障がいの特性に配慮した保育・教育環境を提供するよう努めます。	新規	社会福祉課 学校教育課

●基本施策（3）障がい児サービスの充実

現状と課題

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している「重症心身障がい児」や、医療的ケアを日常的に必要とする「医療的ケア児^{*}」は、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な場合が多く、幼稚園や小中学校、障害福祉サービス事業所において、看護師等の専門的職員が配置されていない場合は、受け入れが難しい現状があります。常時介護を行っている家族への支援も含めた支援体制の充実を図ることが必要となっています。

発達障がいや強度行動障がい、高次脳機能障がい等、社会的理解が進んでいない障がいを有する子どもや、虐待を受けた障がい児、また生活困窮等複合的な困難を抱えている家庭の障がい児への支援体制の整備も求められています。

具体的取り組み

- ・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービス提供事業所との情報交換の機会を設け、適切なサービスの質・量の確保に努めます。
- ・重症心身障がい児・医療的ケア児が身近な地域に必要な支援が受けられるよう、課題を整理するとともに、東濃圏域を視野に入れた地域資源の開発に向け、関係機関との情報共有と協議を進めます。
- ・平成30年度からの新サービスである居宅訪問型児童発達支援について、制度の周知とニーズ把握を行い、実施に向けた体制づくりを行います。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	事業所等との連携と適正なサービス提供	サービス提供事業所等との情報交換により、利用者の状況やニーズ、課題の把握を行い、サービスの適正な支給決定に努めます。	新規	社会福祉課
2	放課後等支援の充実	放課後等デイサービスによる療育の場の確保とともに、放課後児童クラブでの障がい児の受け入れを促進し、放課後や長期休業期間の支援の場を充実します。	継続	社会福祉課
3	特別支援学校との連携による社会生活への移行支援	特別支援学校や関係機関との連携により、就職や障害福祉サービスの利用について学習会を行い、卒業後の自立した社会生活への移行を支援します。	継続	社会福祉課
4	重症心身障がい児向けサービスの拡充	重症心身障がい児を支援する事業所の拡大のため、事業所に働きかけ、サービスの拡充に努めます。	新規	社会福祉課
5	重症心身障がい児等への支援についての協議	重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援提供体制の課題を整理し、関係機関とサービス提供体制について協議します。	新規	社会福祉課
6	居宅訪問型児童発達支援の実施の検討	障がい児の居宅での児童発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援の実施に向けての体制づくりを行います。	新規	社会福祉課

基本目標 3 自立と社会参加の促進【就労支援・余暇活動】

●基本施策（1）一般就労、経済的自立の支援・促進

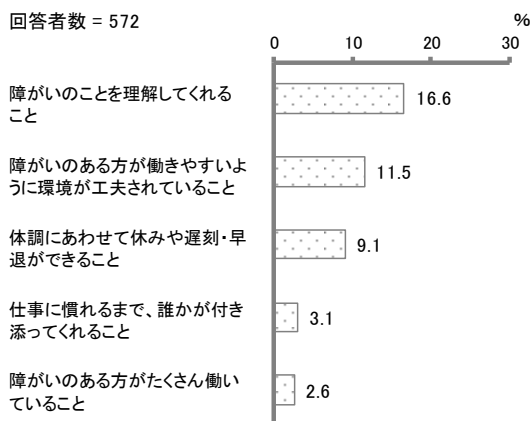
現状と課題

障がい者の就労は、収入面だけでなく、社会参加の視点からも非常に重要な課題となっています。障がい者が生きがいをもって働き、社会的・経済的自立を果たし、豊かな地域生活を営むためには、企業や地域住民の障がい者雇用に対する理解や、就労訓練から職場定着に至るまでの一貫した総合的な支援が必要です。

市民アンケート（障がい者調査）をみると、多くの人々が就労の場における障がいへの理解や、障がい者に適した仕事の提供、自宅近くの職場、健康状態にあわせた働き方を望んでいることがわかります。関係団体アンケート結果においても、市内で障がい者が働く場が少ないことへの指摘とともに、事業主や職場の人たちが障がい者雇用制度や障がいの特性を理解し、障がい者が安心して働く場を地元で確保することを望む声が多く寄せられました。

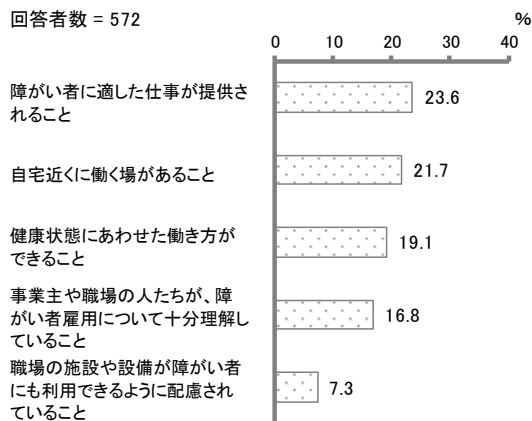
平成30年4月からは障がい者の法定雇用率が引き上げられるとともに、算定基礎に精神障がい者が加えられます。「働く障がい者」と「障がい者を雇用する事業所」の両方に対する支援を行い、障がいの特性に配慮した職場環境を整え、障がい者雇用の需要拡大と職場定着に向け積極的に取り組んでいくことが必要です。

仕事や作業、訓練の場所に望むこと
(上位5項目)



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

どのような就労環境が整っていることが大切だと思うか
(上位5項目)



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

具体的取り組み

- 働く意欲と能力のある障がい者が身近な地域で就労できるよう、関係機関等と連携しながら障がい者雇用の促進を図ります。
- 就労後も継続して働き続けることができるよう、障がい者本人と企業に対する職場定着の支援を行い、就労しやすい環境づくりに努めます。
- 市役所における障がい者の法定雇用率を遵守します。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	障がい者雇用の啓発	ハローワークや障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、障がい者雇用にかかる各種助成・支援制度の普及に努めるとともに、障がいの特性に対する理解を深めるための啓発を行い、障がい者雇用の促進を図ります。	継続	社会福祉課 商工課
2	障がい者の就労の場の確保	ハローワークや商工会議所等と連携し、障がいの特性と能力に応じた多くの就職先・実習先の確保に努めます。また、障がい者と企業双方の理解を深め、就職の促進を図ります。	新規	社会福祉課 商工課
3	障がい者の就労定着支援	障害者就業・生活支援センターや就労定着支援事業所（平成30年4月創設事業）等の活動を支援し、ジョブコーチの活用や就業・生活面の一体的な支援により障がい者の就労定着を図ります。	拡充	社会福祉課
4	市職員にかかる法定雇用率の遵守と計画的採用の実施	市職員にかかる障がい者の法定雇用率を遵守するとともに、計画的に障がい者の採用を行います。	継続	秘書課

●基本施策（２）福祉的就労の確保

現状と課題

現在、市内には就労継続支援A型事業所が1か所（定員20名）、就労継続支援B型事業所が2か所（定員合計30名）、就労移行支援事業所が1か所（定員10名）あります。事業所の選択にあたっては、個々の障がいの特性に見合う仕事内容かどうかを基準にすることもあり、市外の事業所を利用している方も多く見られます。

関係団体アンケートでは、さらなる福祉的就労^{*}の場の確保や、就労支援施設等が生産する製品の安定した受注機会と販路拡大を望む意見が寄せられました。また、農業分野と福祉分野が連携する「農福連携」の取り組みが全国各地で盛んになっている現状をとらえ、農業従事者が多い瑞浪市に適した取り組みであるとして、農業分野における障がい者の就労機会の拡大等に期待を寄せる声もありました。

具体的取り組み

- 一般就労^{*}を目指す障がい者や一般就労が困難な障がい者に対し、障がいの特性に応じた就労支援を促進します。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品等を市が積極的に調達するとともに、販路拡大等に向けた取り組みを実施します。
- 農業と福祉の連携等、様々な分野での新たな取り組みを支援します。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	障がいの特性に応じた就労支援	就労能力向上を図るため、障害者就業・生活支援センターと就労支援事業所と連携し、福祉的就労の場において心身の状態と能力に応じた就労支援を図ります。	継続	社会福祉課
2	優先調達推進法に基づく市の積極的な調達	市が発注する物品購入や役務提供について、障害者就労施設等からの積極的な調達を推進し、安定した受注機会の提供を図ります。	拡充	社会福祉課
3	就労施設製品の販路拡大	庁舎ロビー等において施設製品の展示や販売を行うことにより、販路拡大や活動の活性化、工賃向上につなげます。	新規	社会福祉課
4	新分野との連携支援	農業と障がい者就労の連携事業を推進し、具体的な取り組みにつながるよう支援します。	新規	社会福祉課 農林課

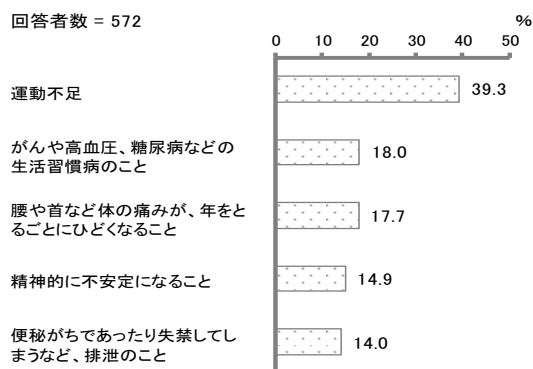
●基本施策（3）文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の推進

現状と課題

文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動に参加することは、豊かな生活や社会参加を促進する上で重要です。障がい者が参加しやすい環境を整備する必要があります。

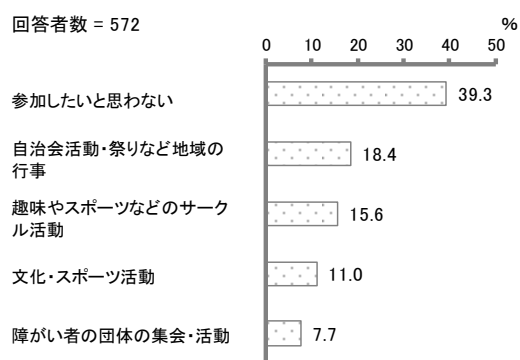
市民アンケート（障がい者調査）をみると、障がい以外の健康状態で特に不安なこととして、4割近くの人が「運動不足」と回答していますが、一方で、東濃圏域で毎年開催している岐阜県身体障害者東濃ブロック体育大会の参加者は年々減少しているのが現状です。また、「自治会活動・祭りなどの地域行事や趣味・スポーツ等のサークル活動に参加したい」という声がある一方、「参加したいと思わない」という人が4割近くにのぼっています。余暇の過ごし方に対する希望は人それぞれですが、「参加したいと思わない」という意見の背景に、参加を阻む社会的障壁が存在する可能性もあります。余暇活動の選択の幅が広がるよう、また、参加したいと思っている人が気軽に参加できるよう環境を整えることが求められます。

障がい以外の健康状態で特に不安なこと
(上位5項目)



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

どのような活動に参加したいか
(上位5項目)



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

具体的取り組み

- ・障がい者の余暇活動の選択肢が増えるよう、障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に参加できる文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動を推進し、障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・障がい者団体が行うイベントの開催を支援します。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	生涯学習講座の充実	誰もが気軽に参加できる生涯学習講座を企画し、配慮が必要な場合は参加申込の際に申し出ていただく等、障がい者にとっても参加しやすい仕組みづくりを進めます。	継続	社会教育課
2	総合文化センター行事におけるバリアフリー対応の促進	講演会・コンサート等におけるバリアフリー対応を促進し、チラシや広報等のイベント情報に車椅子席や手話通訳があることをわかりやすく表示するよう努めます。	新規	社会教育課
3	市民図書館の点字・映像資料の充実	市民図書館において、点字資料、映像資料の充実を図ります。	継続	社会教育課
4	博物館等におけるバリアフリー対応の促進	拡大表示ができるデジタルディスプレイ等を活用し、誰もがわかりやすい館内情報案内や展示物説明に努め、来館しやすい環境を整備します。	新規	スポーツ文化課
5	スポーツ・レクリエーションの充実	誰もが気軽に行えるスポーツ・レクリエーションの普及やイベントの企画に努めるとともに、障がい者が参加しやすい環境づくりを進めます。	継続	スポーツ文化課
6	障がい者団体主催イベントの支援	障がい者団体が主催するスポーツ大会や展示会等のイベントを支援します。より多くの方に参加・来場していただけるよう開催周知に協力します。	継続	社会福祉課
7	観光パンフレットへのバリアフリー情報掲載	観光パンフレットに障がい者用トイレやスロープの有無等のバリアフリー情報を掲載し、外出しやすい環境づくりを進めます。	新規	商工課



第 51 回岐阜県身体障害者東濃ブロック体育大会
平成 29 年 11 月 5 日 瑞浪市陸上競技場

基本目標 4 生活支援体制の充実【生活支援】

●基本施策（1）相談支援体制の充実と人材育成

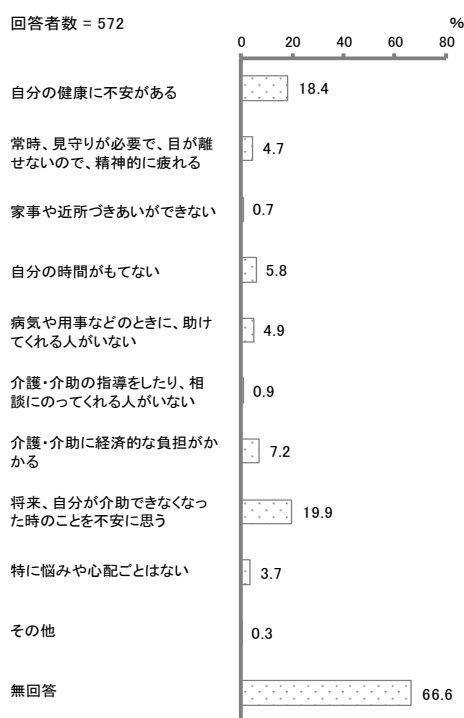
現状と課題

障がい者や家族の高齢化、障がいの重度化・重複化により障がい福祉ニーズが複雑化・多様化する中、障がい者やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、孤立することなく日頃の悩みを相談できる場や、必要なサービスを適切に受けることができる体制が必要です。

市民アンケート（障がい者調査）では、介護・介助者の心配事・悩み事について「将来、自分が介助できなくなった時のことを考えると不安に思う」という回答が最も多く、また、自由意見でも「一番心配なことは障がい者本人が一人残された時の生活の安定」「親が高齢になるか亡くなった場合のために重度障がい者のグループホームを作ってほしい」と、「親亡き後」の不安に対する意見が多く寄せられました。障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生涯に寄り添った切れ目のない支援の提供体制が求められています。

他にも、制度やサービスの情報取得について「障害者手帳取得時の説明以降は制度やサービスを自ら調べて問い合わせなければならない」「もっと早く制度を利用できればよかった」「どんな制度があってどのように利用できるのかを教えてほしい」という声が多数あり、制度やサービスに関するわかりやすい説明と積極的な情報提供が必要とされています。

介護・介助している方の悩み・心配事



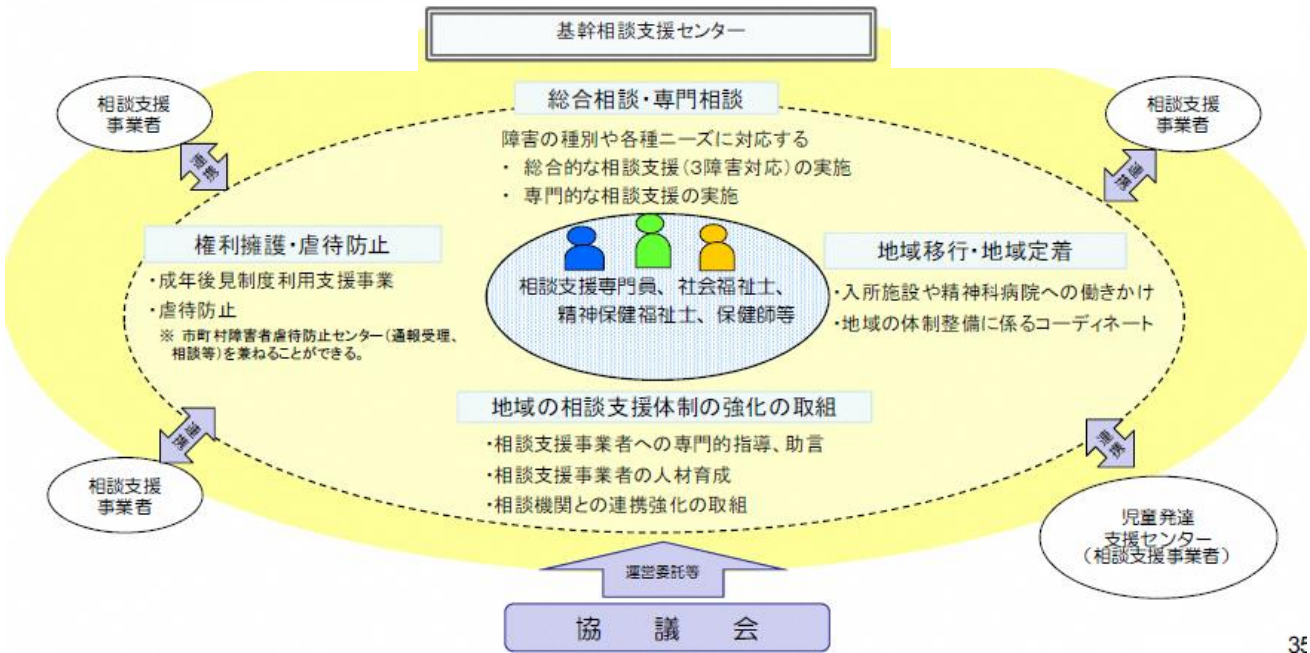
資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

具体的取り組み

- 各ライフステージを通じて障がいの特性に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関が相互に連携し、安心して相談できる相談支援体制を構築するとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。
- 適切な時期に制度やサービスの情報を得られるよう、障がい者やその家族に対する情報提供の充実に努めます。
- 地域総合支援協議会^{*}の機能を強化し、地域課題の把握と課題解決への協議を重ねることにより、制度やサービスの拡充につなげます。
- 障がい者の日常生活・社会生活で直面する困難に着目し、障がい者の尊厳と自己決定を尊重しながら、かつ、障がい者の自立と社会参加の視点から適切な支援を行うことができる専門的人材の育成を図ります。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	市における相談支援体制の充実	日常生活や福祉サービス利用等に関する身近な相談に対し、乳幼児期・学齢期・就労期・高齢期のライフステージに応じて多くの部署・外部機関と連携をとりながら、適切な支援につなげる体制を拡充します。	拡充	社会福祉課
2	基幹相談支援センターの設置	相談支援の中核的役割を担う機関として総合的・専門的な相談支援を行う「基幹相談支援センター [*] 」を東濃5市で共同設置します。運営形態については協議を継続します。	継続	社会福祉課
3	制度等に関する積極的な情報提供	必要なときに必要な情報が得られるよう、制度やサービスの情報について市から積極的に発信するよう取り組みます。	拡充	社会福祉課
4	地域総合支援協議会の充実	地域総合支援協議会の機能を強化し、関係機関で構成する全体会・専門部会の設置により「地域における課題を共有し、解決に向けた協議と施策への提言を行う場」としての役割を果たします。	拡充	社会福祉課
5	地域生活支援拠点の整備	障がい者の生活を地域全体で支援する「地域生活支援拠点」の整備について、東濃圏域での面的整備に向けた協議を進めます。	継続	社会福祉課
6	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の協議	保健所や関係機関と連携し、精神疾患による長期入院患者が退院後に地域で自立して安心して生活を送れるよう支援体制について協議します。	拡充	社会福祉課
7	専門的人材の育成・確保	基幹相談支援センターが各相談支援事業所に対して指導や助言、情報提供を行い、適切な支援を提供できる人材を育成します。	拡充	社会福祉課

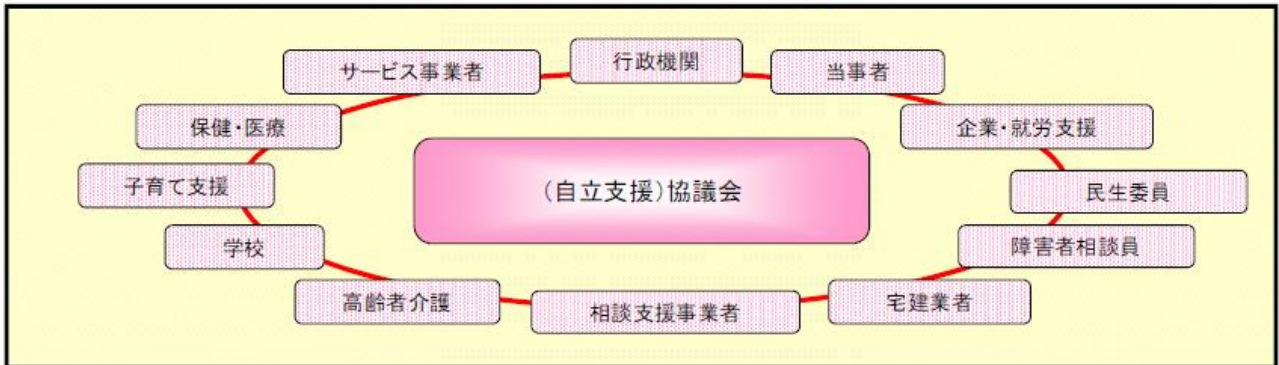
【基幹相談支援センターのイメージ図】



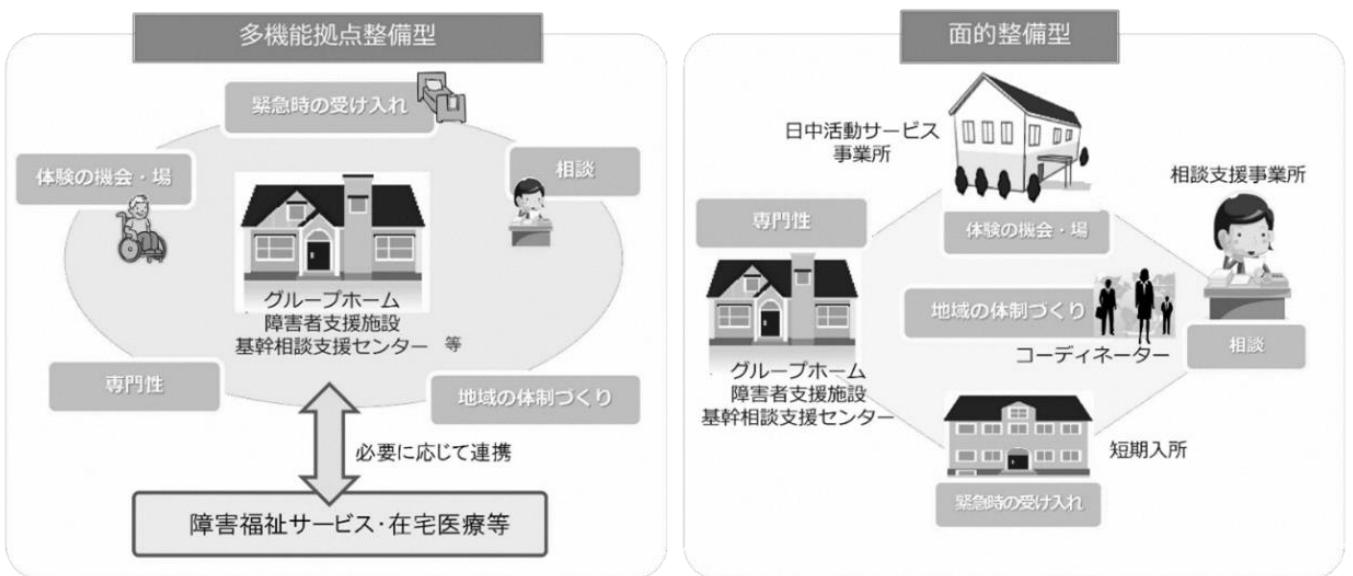
35

【地域総合支援協議会のイメージ図】

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



【地域生活支援拠点等の整備のイメージ図】



●基本施策（２）障害福祉サービスの充実

現状と課題

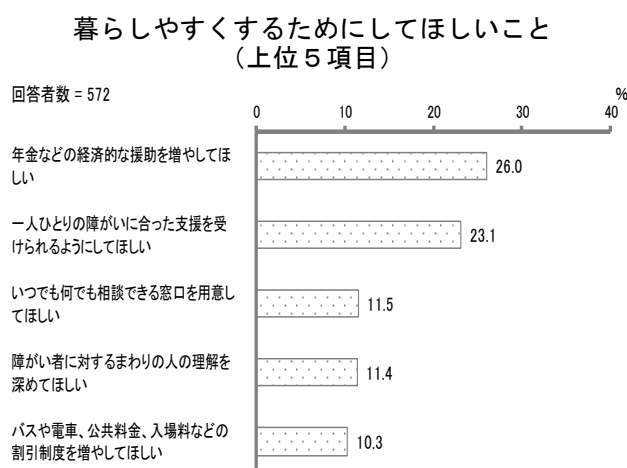
障害福祉ニーズが複雑化・多様化する中、一人ひとりの障害の特性とライフステージに応じたサービスの充実が重要です。施策の推進にあたっては、障害者の尊厳と自己決定の尊重に加え、自立と社会参加の視点から一人ひとりが生きがいを持って自分らしく生活できるよう支援する必要があります。

市民アンケート（障害者調査）では、「暮らしやすくするためにしてほしいこと」に、「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」に続き、「一人ひとりの障害に合った支援を受けられるようにしてほしい」と回答した人が約 2 割と高くなっています。

一人ひとりの障害の特性や状況に応じたサービスを受けられるようにするためには、障害者本人と家族の状況、ニーズ等を的確に把握した利用計画を作成するとともに、その定期的な見直しを行う体制が必要です。障害者の相談に応じ、助言や連絡調整等を行いながらサービス等利用計画を作成する相談支援専門員の重要性を周知し、適切なサービスの提供につなげることが必要です。

また、障害者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、相談支援に加え、共同生活援助（グループホーム）等の居住系サービスや、居宅介護（ホームヘルプ）等の訪問系サービスの充実も必須となります。関係団体アンケートにおいても、グループホームの増加を求める意見が多数寄せられており、施設入所や入院から地域生活へ移行していくことを求めている国の指針を背景に、今後、障害者の地域生活の基盤となる住まいを確保すること、そして、その住まいで生活を継続していくために必要な支援を展開することが求められています。グループホームを整備する民間事業者に対する支援をはじめ、民間住宅等の既存資源の活用を視野に入れた居住の場の確保に向けた取り組みが必要です。

さらに、市民アンケート（一般調査）の自由意見では、「障害者の家族への支援が必要」という意見が多数寄せられています。障害者の家族の負担軽減と休息を図る面でも、サービスの充実が求められています。



資料：市民アンケート結果（障害者調査）

具体的取り組み

- ・障がい者が地域の中で安心して自分らしく生活を送ることができるよう、日常生活を支援するサービスを提供します。
- ・相談支援事業所において、障がい者や家族の状況等を的確に把握して利用計画を作成することにより、多様化、個別化する支援ニーズに的確に対応していきます。
- ・障がい者の家族の負担軽減と休息を図るため、レスパイトケア[※]の充実を進めます。
- ・新サービスについては、関係団体と連携を取りながら、実施に向け取り組みます。
- ・障害福祉サービス事業所の第三者評価事業の利用推進により、福祉サービスの質の向上を図ります。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	特定相談支援事業による計画相談の実施	障害福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成・モニタリングの実施により、必要なサービスを適量利用できる体制を整備します。	継続	社会福祉課
2	居宅サービスの確保	障がい者の在宅生活を支援するため、居宅介護サービスを事業所と連携し、ニーズに合わせた支援を行います。	継続	社会福祉課
3	日中活動の場の確保	生活介護、自立訓練、就労支援事業や障がい者デイサービスセンターの運営により、障がい者の日中活動、生活支援のサービスを確保します。	継続	社会福祉課
4	居住の場の確保に対する支援	障がい者の居住の場を確保するため、民間事業者が行うグループホームの整備を支援するとともに、多様な居住の場を選択できるよう取り組みます。	継続	社会福祉課
5	コミュニケーション支援の充実	聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図り、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業の利用を促進します。	継続	社会福祉課
6	レスパイトケアの充実	障がい者の家族の負担軽減と休息を図るため、短期入所、日中一時支援事業の事業所確保と利用促進に努めます。	継続	社会福祉課
7	医療型短期入所の確保	県や近隣自治体と連携し、医療行為が必要な重度心身障がい者が利用しやすい短期入所の確保に取り組みます。	継続	社会福祉課
8	自立生活援助の実施の取り組み	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う「自立生活援助」のサービスの実施を事業者に働きかけます。	新規	社会福祉課
9	介護保険の共生型サービスとの連携	障がい者と高齢者の「共生型サービス」の活用に向け、介護保険事業所の福祉人材と社会資源を活用した障害福祉サービスの拡充に向けた取り組みを進めます。	新規	社会福祉課 高齢福祉課
10	第三者評価事業の実施促進	県との連携により、障害福祉サービス事業所の第三者評価事業の利用を促進し、事業所のサービスの質の向上を図ります。	継続	社会福祉課

●基本施策（3）保健・医療サービスの充実

現状と課題

各種アンケートにおいて、保健・医療サービスの充実を求める声が多く挙がっています。特に多いのが、「発達障がい児や自閉症児の精神科医が少なく予約がとりにくい」「専門的な治療や相談は市外・県外へ行かなければならない」といった病院・医師の不足に関する意見です。障がい児については、「基本目標2. 療育・保育・教育の充実」（22ページ参照）においても触れたとおり、市民アンケート（障がい者調査）で、子どもの療育支援への対応として「障がいを専門的に相談・対応できる医療機関」を求める回答が約6割という結果が出ており、身近な地域における専門的な医療機関の拡充が求められています。

具体的取り組み

- ・障がいの原因となる疾病の予防や、安全な妊娠・出産のために、教育や保健指導を実施します。
- ・障がい者が安心して地域で必要な医療を受けられるよう、情報収集・情報提供に努めます。
- ・各種手当や医療費助成制度を着実に実施し、障がい者の経済的負担軽減を図ります。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	安全な妊娠出産に対する教育・保健指導	障がいの原因となる疾病やハイリスク妊娠を予防するため、学校における性教育の授業や、母子手帳交付時、各種健診時の保健指導を継続的に実施します。	継続	健康づくり課 学校教育課
2	専門的医療機関情報の把握と提供	県や近隣自治体と連携し、障がい者がより身近な地域で必要な医療を受けられるよう、医療体制の情報収集・情報提供に努めます。	継続	社会福祉課 健康づくり課
3	福祉医療費助成の実施	障がい者が必要な医療を安心して受けることができるよう、保険診療分の自己負担額を助成する福祉医療費助成を実施します。	継続	保険年金課
4	自立支援医療の周知と利用促進	医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療（更生・育成・精神通院）の周知を図り、利用を促進します。	継続	社会福祉課
5	機能訓練事業の周知と利用促進	理学療法・作業療法・音楽療法による機能訓練事業の周知を図り、利用を促進します。	継続	社会福祉課
6	精神疾患への理解促進と健康相談の実施	保健所や関係機関と連携し、こころの健康相談の実施や講演会開催等を通じて、精神疾患への理解促進と相談体制の充実を図ります。	継続	社会福祉課 健康づくり課
7	難病患者への支援とその周知	保健所や関係機関と連携し、難病医療相談や生活支援制度を周知し、サービス利用につなげます。	継続	社会福祉課

●基本施策（４）権利擁護体制の充実

現状と課題

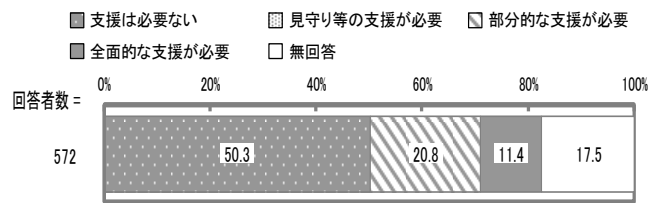
障がい者の生活支援は、障がい者本人の自己決定を尊重しながら行う必要がありますが、判断能力が十分でない障がい者に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業[※]の制度を活用し、障がい者本人の権利を守る援助者とともに適切な支援をすることが必要です。

市民アンケート（障がい者調査）では、自分の気持ちや考えを他の人に伝えるときに「何からの支援が必要」と回答した人が約３割となっており、「親亡き後」を見据えた地域生活を進めるにあたり、今後、意思決定への支援が不可欠となってくることが考えられます。

また、「成年後見制度を知らない」と回答した人が「知っている」と回答した人を上回っており、制度の周知啓発が必要な状況です。

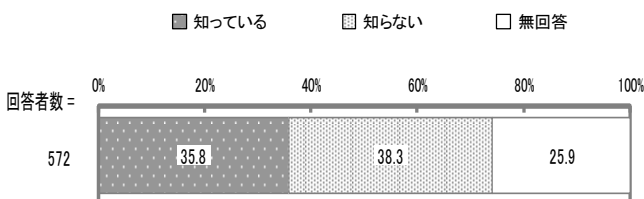
家族や福祉施設の職員、勤め先の経営者等からの身体的虐待や経済的虐待等を防ぐため、障害者虐待防止法では、虐待を受けていると思われる障がい者を発見した人は、市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターに通報することを義務付けています。しかし、市民アンケート（一般調査）では、この通報義務制度について「知らない」と回答した人が約７割となっており、虐待を発見した場合の具体的な行動への啓発が必要であることがわかります。

自分の気持ちや考えを伝えるとき
支援が必要ですか



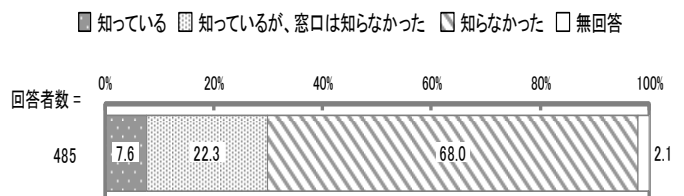
資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

成年後見制度を知っていますか



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

障害者虐待防止法の通報義務制度と
窓口を知っていますか



資料：市民アンケート結果（一般調査）

具体的取り組み

- 判断能力が十分でない障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。
- 障がい者の権利擁護にかかる相談や啓発を実施します。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	成年後見制度の利用促進	判断能力が不十分な障がい者に対して成年後見制度の啓発を図るとともに、本人、親族による申立の困難なケースについて、積極的に市長による申立を行います。	継続	社会福祉課
2	日常生活自立支援事業の利用促進	金銭管理等に不安を持つ障がい者に対し、日常生活自立支援事業の利用を促進します。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
3	権利擁護相談の実施	障がい者の権利擁護のための相談を実施し、権利擁護のための制度利用を支援します。	継続	社会福祉課
4	障がい者虐待対策の推進	障がい者虐待の防止について、県と連携し周知を図るとともに、関係機関の連携による虐待を受けた障がい者の保護体制を整備します。	継続	社会福祉課

基本目標 5 安全・安心のまちづくり【環境整備】

●基本施策（1）生活環境の整備

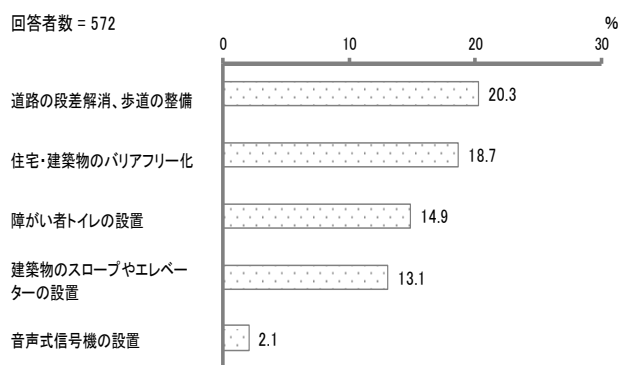
現状と課題

障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくためには、住居や施設・道路のバリアフリー化やユニバーサルデザイン※によるまちづくりを行うことが大切です。

市民アンケート（障がい者調査）をみると、身の回りで整備や援助を必要とするものとして「道路の段差解消、歩道の整備」の割合が高く、次いで「住宅・建築物のバリアフリー化」「障がい者トイレの設置」の割合が高くなっています。

関係団体アンケート（当事者団体）では、「市内の公共施設に障がい者を案内し、障がい者が感じる視点を反映した対応を検討してほしい」という意見が寄せられています。

身の回りで整備や援助を必要とするもの
（上位5項目）



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

具体的取り組み

- ユニバーサルデザインによる総合的なまちづくりを推進するとともに、バリアフリー化による社会的障壁の除去を行い、障がい者が外出しやすい環境の整備に取り組みます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	ユニバーサルデザインによる公共施設整備	誰もが利用しやすいユニバーサルデザインによる公共施設整備を行います。既存施設については利用者目線での定期的な点検を実施し、バリアフリー化を促進します。	拡充	社会福祉課 総務課 都市計画課
2	公共施設のバリアフリー情報の提供	市内公共施設について、障がい者用トイレの有無等のバリアフリー情報を一覧にして提供し、外出しやすい環境を整えます。	新規	社会福祉課 総務課
3	安全な道路整備の実施	地域からの要望等を考慮し、交通危険箇所の道路側溝有蓋化・カラー舗装化等により歩行者の安全確保を図ります。	継続	土木課
4	住宅のバリアフリー化促進	いきいき住宅改修事業、日常生活用具給付事業の利用促進を図り、障がい者が生活する住宅のバリアフリー化を促進します。	継続	社会福祉課

●基本施策（２）情報取得や意思疎通の支援

現状と課題

障がいの特性によっては、情報の取得や意思疎通が困難な場合があります。その場合、必要な情報を円滑かつ正確に入手し、また、自分の意思を的確に伝えるために、情報伝達の手段や方法について様々な配慮が必要です。関係団体アンケート（当事者団体）では、視覚障がい者からの「様々な場所で声かけしてもらい、わかりやすく言葉で伝えてほしい」という意見や、聴覚障がい者からの「公的機関や病院に手話通訳者を設置してほしい」という意見が寄せられました。それぞれの障がいの特性を理解した上で、情報を伝える仕組みを整えることが必要です。

具体的取り組み

- 広報紙やホームページ、市が作成するパンフレットや案内文書等について、誰もが等しく情報に接することができるよう、また、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいの特性に配慮した方法による情報提供を推進します。
- 障がい者が適切にコミュニケーションを図り、意思決定することができるよう、意思疎通支援の充実を目指します。手話奉仕員の養成に取り組み、福祉の専門的人材の確保に努めます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	見やすい広報紙と「声の広報」の利用促進	広報みずなみについて、誰もが見やすい紙面作成に努めます。また、社会福祉協議会、ボランティア団体と連携し、視覚障がい者に対する声の広報の利用促進を図ります。	継続	社会福祉課 企画政策課
2	音声読み上げ等に対応したホームページの充実	市職員向けの継続的な研修により記事作成ルールを浸透させ、わかりやすいレイアウトやルビ機能、音声読み上げ機能に対応したホームページの充実を図ります。	継続	企画政策課
3	公文書における障がいの特性に応じた情報提供体制の拡充	公文書について、わかりやすい言葉、ルビ振り、問合せ用ファックス番号・メールアドレスの記載等、障がいの特性に応じた情報提供ができるよう職員に対して周知します。	拡充	社会福祉課
4	申請手続き時の意思疎通支援	申請手続きの際、筆談や代筆、静かな場所への誘導等、障がいの特性に配慮した対応ができるよう職員に対して周知します。	拡充	社会福祉課
5	手話奉仕員の養成	手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障がい者の意思疎通支援に関する人材を育成します。	継続	社会福祉協議会

●基本施策（3）外出時の移動支援

現状と課題

自分自身で移動することが困難な人にとって、通勤・通学・外出時の移動手段の確保は大きな課題です。市民アンケート（障がい者調査）の自由意見では、「通勤時間帯にバスがない」「親が送迎できなくなったら働きに行くことができない」「タクシー助成制度を拡充してほしい」という声が多く出ています。関係団体アンケートにおいても、「就労や地域移行・地域生活継続の観点から、自分で車や電車を利用できない方の交通手段を充実させることが必要である」という意見が出ており、交通利便性が良くないという社会的障壁が、障がい者の自立と社会参加を阻む要因の一つとなっていることがうかがえます。障がい者の外出機会を確保するため、障がいの特性に配慮した移動支援が求められています。

具体的取り組み

- ・外出支援にかかる現行制度を引き続き実施するとともに、利用実績等を検証して制度拡充の必要性を検討します。
- ・通学・通勤・外出時の移動に関する実態と課題、ニーズを整理し、移動支援に関する施策の促進を図ります。

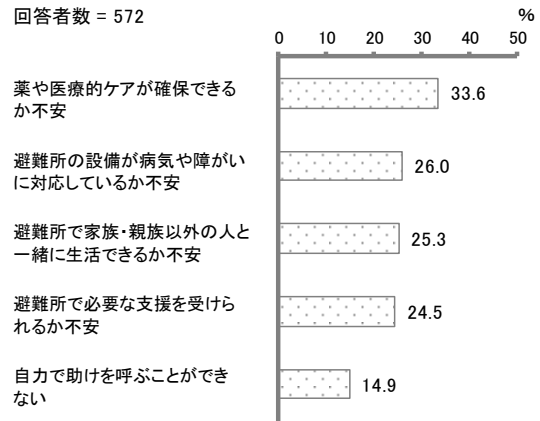
No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	移動にかかる割引制度の周知	公共交通機関や有料道路、市コミュニティバス等にかかる各種割引制度について周知し、円滑な利用促進を図ります。	継続	社会福祉課
2	移動にかかる助成制度の周知とニーズ検証	福祉タクシー利用、自動車改造、交通費等にかかる各種助成制度や移動支援サービスについて周知し、円滑な利用促進を図ります。また、利用実態等を検証し、助成制度拡充の必要性を検討します。	拡充	社会福祉課 地域包括支援センター
3	移動手段の確保にかかる検討	障がい者の移動手段にかかる実態把握に努め、障がい者の視点から地域公共交通の課題を整理し、既存資源の活用を視野に入れた必要なサービスの検討を行います。	新規	社会福祉課 地域包括支援センター 商工課

●基本施策（４）防犯・防災体制の整備

現状と課題

市民アンケート（障がい者調査）をみると、災害発生時に「薬や医療的ケアが確保できるか不安」、「避難所の設備が病気や障がいに対応しているか不安」という回答が多くみられます。自由意見や関係団体アンケート（当事者団体）においても、「福祉避難所が少ないので不安」「特別扱いではなく、障がいの特性を理解した配慮を望む」「障がい者の日頃の状況を知らない人だと、実際の場面で戸惑われると思う」という声が寄せられています。災害時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう行政と地域が連携した支援体制を整備するとともに、日頃から「顔の見える関係」をつくりながら、支援体制の周知と情報提供に努める必要があります。

災害発生時に不安に思うこと
（上位５項目）



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

具体的取り組み

- ・障がい者が地域で安心安全に生活できるよう、民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、地域での見守り体制の強化を図ります。
- ・地域住民や関係機関等と連携し、災害時の支援体制づくりの強化に取り組めます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	地域の見守り活動の強化	民生委員・児童委員等との連携により、身近な地域の中での見守り活動を強化します。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
2	消費生活相談・法律相談の実施	悪徳商法等の犯罪被害から障がい者を守り、消費者トラブルの未然防止につなげるよう関係機関との連携強化を図ります。	継続	生活安全課
3	避難行動要支援者名簿の登録推進と活用	民生委員・児童委員等との連携により避難行動要支援者名簿の登録を推進するとともに、名簿を活用した災害時の支援体制を整備します。	拡充	社会福祉課 生活安全課
4	防災訓練の充実	障がい者や家族等の防災訓練への参加を促進し、住民共助による防災体制の整備に努めます。	継続	社会福祉課 生活安全課
5	福祉避難所の確保	福祉施設等との協定締結により要支援者の避難場所の確保に取り組みます。	継続	社会福祉課 生活安全課
6	災害時支援体制の強化	要支援者に対する医療、保健、福祉関係機関の連携を強化し、情報共有・意見交換を重ねながら災害時支援体制の充実を図ります。	拡充	社会福祉課 生活安全課 健康づくり課

第5期 障害福祉計画

～数値目標と見込量の設定～

1 指定障害福祉サービス等一覧

訪問系サービス	
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	平成30年度からの新設事業です。一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
居住系サービス	
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	平成30年度からの新設事業です。入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。
地域生活支援事業	
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
相談支援	障がい者、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援等を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市区町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を提供することにより、障がい者を日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
訪問入浴サービス事業	地域での身体障がい者の生活を支援するために、在宅の重度身体障がい者で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な人に対し、訪問入浴を行います。

2 成果目標値の設定

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の第5期障害福祉計画の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、平成32年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
平成32年度末の施設入所者数	65人	平成28年度末時点から現状維持 【国指針：28年度末時点から2%以上削減】
平成32年度末までの地域生活移行者数	2人	平成28年度末時点の施設入所者の3%が、平成32年度末までに施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：28年度末時点から9%以上移行】

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目 標 値	設定の考え方
平成32年度末までに 保健・医療・福祉関係者による 協議の場の設置	【国指針：平成32年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置。ただし、困難な場合は共同設置も可】

(3) 地域生活支援拠点等の整備

目 標 値	設定の考え方
平成32年度末までに 地域生活支援拠点を 東濃圏域に1箇所設置	【国指針：国指針：平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本】

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目 標 値		設定の考え方
平成32年度の 一般就労移行者数	2人 (2倍増)	平成32年度において福祉施設 ^{*1} から一般就労 ^{*2} へ移行させる人数。平成28年度末実績値(1人)の2倍増【国指針：平成28年度実績の1.5倍以上】
平成32年度末の 就労移行支援事業 利用者数	17人 (1割増)	就労移行支援事業の平成32年度末時点の利用人数。平成28年度末実績(16人)の1割増 【国指針：平成28年度末から2割以上増加】
平成32年度末の 就労移行率3割以上の 就労移行支援事業所数	1箇所 (100%)	市内に1箇所ある就労移行支援事業所の就労移行率を3割以上とする。 【国指針：就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする】
平成31年度及び 平成32年度における 職場定着率	80%	各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場に定着させる割合 【国指針：各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率80%以上】

*1 当該目標に係る「福祉施設」の範囲

：就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

*2 「一般就労」の定義

：企業等に就職すること(就労継続支援A型の利用者を除く)及び在宅就労すること。

3 指定障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	23	25	22	(21)	23	23	23
	時間分	281	222	157	(65)	208	208	208
重度訪問介護	人分	1	0	0	(1)	1	1	1
	時間分	240	0	0	(13)	13	13	13
同行援護	人分	4	3	4	(5)	5	6	6
	時間分	41	38	51	(46)	56	67	67
行動援護	人分	0	0	0	(0)	0	0	0
	時間分	0	0	0	(0)	0	0	0
重度障害者等包括 支援	人分	0	0	0	(0)	0	0	0
	時間分	0	0	0	(0)	0	0	0

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、サービス供給体制の整備に努めます。
- サービス提供事業者へ専門的人材の確保とその質的向上を図るよう働きかけていきます。
- 利用見込みがないサービスについても、ニーズが生じた場合に備えて、必要な人材の養成に努めるよう事業者働きかけ、対応できる事業者の確保・増加を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活介護	人分	88	91	94	(94)	96	98	100
	人日分	1,722	1,802	1,873	(1,906)	1,969	2,033	2,099
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	(0)	0	0	0
	人日分	0	0	0	(0)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人分	2	5	8	(10)	13	15	18
	人日分	44	97	179	(190)	269	310	372
就労移行支援	人分	7	8	12	(12)	14	15	17
	人日分	135	136	205	(216)	250	268	303
就労継続支援 (A型)	人分	27	33	39	(38)	39	39	39
	人日分	550	647	789	(762)	789	789	789
就労継続支援 (B型)	人分	35	35	35	(40)	42	43	45
	人日分	630	614	587	(672)	726	743	778
就労定着支援	人分					5	5	5
療養介護	人分	1	1	1	(1)	1	1	1
福祉型短期入所	人分	12	9	10	(11)	12	13	14
	人日分	54	41	38	(57)	58	60	62
医療型短期入所	人分	2	1	1	(1)	1	2	3
	人日分	14	4	4	(3)	5	7	9

※各年度3月分まで(平成29年度のみ9月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 定員の増加、多機能型事業の実施を事業者に働きかける等、障害福祉サービスの供給体制を整えることにより、必要量を確保していきます。
- 事業所に対し、運営面での指導・助言を行い、経営の安定化を支援していきます。
- 就労系のサービスにおいては、障害者就業・生活支援センターや、相談支援事業所、ハローワークと施設との連携強化を図り、サービス利用を促進するとともに、福祉施設から一般就労へ結び付ける支援を行います。
- 就労定着支援に関しては、サービス提供事業者の動向等に注視しながら、必要な見込量の確保に努めます。
- 短期入所に関しては、事業者と連携し、提供体制に努めるとともに、特に医療行為の必要な重度心身障がい者の受け入れ施設を県や近隣自治体と連携し確保に努めます。

(3) 居住系サービス

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
共同生活援助	人分	9	9	8	(9)	12	12	12
施設入所支援	人分	62	63	64	(65)	65	65	65
自立生活援助	人分					0	0	0

※各年度3月分まで(平成29年度のみ9月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 地域生活への移行を進めるため、障がいの程度や社会適応能力等に応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、グループホームの整備について指定障害福祉サービス事業者への働きかけを行うとともに、市として施設整備に対する地域住民の理解と協力を求めています。
- 施設入所者の地域移行を目指していく中で、真に入所を必要とする人に対しては、必要なサービス提供体制を確保します。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援	人分	30	34	35	(34)	35	37	38
地域移行支援	人分	0	0	0	(0)	0	0	0
地域定着支援	人分	0	0	0	(0)	0	0	0

※各年度3月分まで(平成29年度のみ9月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 計画相談支援に関しては、サービス提供事業所との連携を図り、必要なサービス量が確保できるよう努めるとともに、適切な支援計画が策定されるよう、サービスの質の向上を図ります。
- 地域移行支援と地域定着支援については、本市において利用実績がなく、近隣事業所の提供体制が整っていないことを鑑み、今後も利用はないと見込みます。

4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施 有無	無	無	有	有	有	有	有

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 実施に向けた要綱等の準備を行うとともに、障がい者等への理解を深めるための研修と啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。

(2) 相談支援

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
基本相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター	実施状況	無	無	無	無	検討	設置	設置
地域総合支援協議会	設置状況	設置	設置	検討	検討	設置	設置	設置
障がい者虐待防止 センター	実施状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 東濃圏域5市の共同委託により実施している基本相談支援事業について、引き続き連携を図り、相談支援体制を確保していきます。また、平成32年度までに整備すべき地域生活支援拠点の前段階として、平成31年度から基幹相談支援センターが稼働できるよう、東濃圏域5市と協力しセンターの設置を進めます。
- 地域総合支援協議会については、機能を強化し、関係機関で構成する全体会・専門部会の設置により、障がい者に必要な支援体制がとれるよう協議会の運営に努めます。
- 虐待防止センターについては、障害者虐待防止法により市町村がその役割を担うことが規定されています。障がい者の虐待防止と発生時の対応についての体制を整備するとともに、東濃成年後見センター、相談支援事業所と協議し、委託によるセンターの設置についても検討します。

(3) 成年後見制度利用支援事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度利用 支援事業	実利用 者数	0	1	0	(0)	1	1	1

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 判断能力が不十分な障がい者に対して成年後見制度の啓発を図るとともに、本人、親族による申立の困難なケースについて、積極的に市長による申立を行います。

(4) 意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者派遣事業	実利用 者数	9	9	8	(7)	8	8	8
要約筆記者派遣事業	実利用 者数	0	1	1	(0)	1	1	1

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- サービスが利用しやすくなるように広報等幅広く周知活動を行います。

(5) 日常生活用具給付等事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護訓練支援用具	件	5	1	2	(2)	2	2	2
自立生活支援用具	件	8	4	3	(3)	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	12	13	7	(1)	7	7	7
情報・意思疎通 支援用具	件	8	2	2	(2)	2	2	2
排泄管理支援用具	件	376	401	383	(237)	405	405	405
居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	件	1	2	0	(0)	2	2	2

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 障がいの状況や程度の変化等、ニーズに応じ、適切できめ細かな給付等に努めるとともに、利用を促進するための周知に努めます。
- 支給対象品目、耐用年数、給付基準額等について必要に応じて見直しを検討します。

(6) 手話奉仕員養成研修事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話奉仕員養成 研修事業	実講習 修了者数	9	9	7	(7)	8	8	8

※平成 29 年度のみ 9 月時点

② 見込量確保の方策

- 社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携により、地域における手話奉仕員等の養成に努め、必要なサービス提供体制を整備していきます。

(7) 移動支援事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
移動支援	実利用 者数	0	0	2	(1)	2	2	2
	延べ利用 時間	0	0	10.5	(21.0)	26	26	26

※平成 29 年度のみ 9 月時点

② 見込量確保の方策

- ニーズに応じた適切な障害福祉サービスを利用できるよう、指定障害福祉サービス事業者へ専門的人材の確保とその質的向上を図るよう働きかけるとともに、事業所における移動介護技術の向上を促し、多様な対象者に対する移動支援の柔軟な実施を図り、供給体制の整備に努めます。

(8) 地域活動支援センター事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域活動支援 センター事業	箇所数	1	1	1	(1)	1	1	1
	実利用者数	53	58	61	(39)	65	67	69

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 委託事業所と連携し、安定したサービスの供給に努めます。
- 事業所と連携し制度の周知を図り、地域移行した後の精神障がい者等の利用者の拡大に努めます。

(9) その他の事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日中一時支援事業	契約事業所数	9	8	9	(10)	10	11	11
	実利用者数	43	42	42	(34)	43	44	45
訪問入浴サービス 事業	契約事業所数	3	2	2	(2)	2	2	2
	実利用者数	3	3	2	(2)	2	2	2

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 定員規模の拡大や新たな事業所での事業開始を働きかけ、必要なサービス量を確保することにより、障がい者やその家族の支援に努めます。
- 訪問入浴については、実施事業所の確保と周知に努め、利用促進を図り、介護者の負担軽減につなげます。

第 1 期 障害児福祉計画

～数値目標と見込量の設定～

1 指定障害福祉サービス一覧

障害児通所支援	
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	平成30年度からの新規事業です。重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

2 成果目標値の設定

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の第1期障害児福祉計画の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、平成32年度を目標年度として設定します。

● 障がい児支援の提供体制の整備等

目 標 値		設定の考え方
平成32年度末までに 児童発達支援センター設置	圏域に 1か所	【国指針：平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可】
平成32年度末までに 保育所等訪問支援を利用できる 体制構築	有	【国指針：平成32年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本】
平成32年度末までに 重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	圏域に 1か所	【国指針：平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可】

平成32年度末までに 重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に 1か所	【国指針：平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可】
平成30年度末までに 医療的ケア児支援のための協議の場	設置	【国指針：平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本。ただし、困難な場合は県が関与した上で、圏域での設置も可】

3 障がい児支援の見込量と確保のための方策

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人分	52	56	53	(51)	53	53	53
	人日分	186	199	192	(277)	288	288	288
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	(0)	0	0	0
	人日分	0	0	0	(0)	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	13	34	45	(49)	53	56	58
	人日分	31	249	387	(463)	501	529	548
保育所等訪問支援	人分	0	1	2	(0)	2	2	2
	人日分	0	3	5	(0)	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	人分					1	1	1
	人日分					4	4	4
障害児相談支援	人分	19	21	24	(24)	26	27	29
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人					0	0	1

※各年度3月分まで(平成29年度のみ9月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスについては、障がいの重度化や多様化を踏まえ、事業所でのより質の高い訓練や指導を促進する等、療育の質の向上を目指します。
- 医療型児童発達支援は、近隣に実施事業所がなく利用実績がないため、平成32年度の間は利用がないと見込みます。
- 平成30年度からの新サービスである居宅訪問型児童発達支援については、ニーズの把握と事業所との連携に努めます。
- 障害児相談支援については、近隣のサービス提供事業者との連携を強化し、利用者の状況に応じたサービスが提供できるよう努めます。

1 庁内関連部局の連携

障がい福祉施策を総合的に推進できるよう、本計画では担当部署を明確にしています。保健、医療、福祉のみならず、教育、防災、まちづくり等の他分野にも関わる計画として位置付け、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

2 関係機関との連携

地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、地域総合支援協議会、行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、協働の視点に立って相互に連携することにより、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、国・県・近隣市町と連携することでより効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との一層の連携を図り、福祉サービスの質・量の確保に努めます。

3 計画の進行管理

毎年度、PDCA サイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：点検・評価、Action：見直し）の手法に基づき、担当部署において事業の進捗状況を点検・評価し、実効性のある進行管理を行います。また、地域総合支援協議会等の意見や市政全般の動き、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。

なお、年度ごとの事業の進捗状況報告は、市のホームページ等を通じて公表します。